

真田家文書〈家老日記〉の種類と性格

太田尚宏

【要旨】

本稿では、国文学研究資料館所蔵の真田家文書のうち、「家老日記」として分類される日記類（特に松代に関する日記）を分析対象として、そこに含まれる日記の種類と性格について論じた。

まず、日記の外見的考察により、文政期までの日記の表紙に記されている「松代」「御国」といった記載の多くが後筆であることを確認し、これらの追記や朱字の番号で示されている管理の痕跡が、松代藩や真田家ではなく、家老の望月氏によるものであると推定した。さらに、これらの日記の中には、家老日記とは性格が異なる「御国日記」の原本（あるいは全体の転写本）が混入していること、望月氏自身が御国日記の転写を進めていたことなどを明らかにした。

続いて、望月行広という人物の動向に着目し、家老日記の性格について検討した。その結果、①松代藩における公式の家老日記は、「置附日記」という家老御用部屋に設置された日記であり、真田家文書に残る家老日記は、御用番を担当した家老が「置附日記」の下日記として記したもので、「置附日記」への転記にあたり記事の取捨選択が行われていたこと、②18世紀半ばには、家老の執務内容のうち定例化・慣習化された事項について日記には記述しないと規定されていたこと、③望月行広が「勝手懸り」を担当してからは、職務上の需要に応じて、自らが御用番のとき以外の日記も詳細に転写するようになり、勝手懸り関係の記述も加わって、1年間を通じた記事を御用番・勝手懸りの2本立てで記す「御在所日記」の形式を完成させたこと、などの点を明らかにした。

【目次】

はじめに

1. 真田家文書〈家老日記〉の種類

- (1) 〈家老日記〉の外見的考察
- (2) 「御国日記」の存在
- (3) 「御城日記」という文言
- (4) 小括

2. 18世紀後半における〈家老日記〉の変化

- (1) 詳細化する日記
- (2) 望月行広（行晃）の動向に見る「家老日記」の性格
- (3) 勝手懸り就任と「御在所日記」
- (4) 小括

おわりに

はじめに

国文学研究資料館所蔵の真田家文書には、「家老日記」と分類された日記が479点ほど存在する(以下、『史料館所蔵史料目録』第28集に収録された家老日記全体を指す場合は〈家老日記〉と表記する)。これらの〈家老日記〉は、「家老日記(その一)」、「家老日記(その二)」(国家老日記・江戸家老日記・家老私用日記の3種)、「家老日記(その三)」、「御預所家老日記」という4つの分類項目に大別されている。

このうち「家老日記(その一)」「家老日記(その二)」には、表紙左下に「望月治部左衛門」「望月監物」「望月主水」「望月頼母」「望月隼人」など、家老職を務めた望月氏歴代が貞享期から文政期にわたって作成した日記が収められている。一方、「家老日記(その三)」として分類されたものは、文政期以降に同職の鎌原伯耆・鎌原石見・河原舎人・河原左京・望月掃一郎・赤沢助之進・大熊衛士らが作成した日記である。

上記の分類について「真田家文書目録(その一) 解題」では、以下のように記述されている。

家老日記全体を(その一)(その二)(その三)の三部に大別したが、これは既に真田家において、家老日記の夫々の日記の性格に応じて別途にまとめてあった形態の復原を試みたものである。中でも(その一)の日記類は往時の区分を最もよく伝えている。すなわち貞享期から文政期に及ぶ日記が松代(国家老)日記と江戸日記および家老私用日記とに判然と区別されていたことが、今日においても明瞭である。例えば、「松代日記」の表紙には朱字で通し番号が付されており、「江戸日記」には各年ごとに一番号を与えられ、同一年の分冊は「何冊之内」として同番号で整理されている。「私用日記」には特に番号は付されていないが、表紙に「私用」と明記されている¹⁾。

上記の指摘は、〈家老日記〉の整理・管理のあり方を検討する上で重要なものであるが、個々の日記を些細に見てみると、こうした点にとどまらず、より豊かな記録生成及び管理の具体像が浮かび上がってくる。

そこで本稿では、「家老日記(その一)」「家老日記(その二)」と分類された日記を中心に、特に国許(松代)に関する事項を記録した「松代日記」や「御在所日記」などを対象として、それぞれの日記の種類と性格を特定し、家老職の職務と記録生成・管理のあり方の関係性をあらためて検討してみたい。

なお、真田家文書に関する先行研究は数多いが、〈家老日記〉そのものをアーカイブズの視点から分析・考察したものは意外と少ない。こうした中で国文学研究資料館史料館編『松代藩庁と記録—松代藩「日記繰出」—²⁾、人間文化研究機構国文学研究資料館編『藩の文書管理³⁾の「解題」は、本報告と密接に関わる部分に言及していて参考になる。本稿では、これらの研究成果に学びながら検討を行うことにしたい。

1) 『史料館所蔵史料目録』第28集(1978年)、379頁。

2) 国文学研究資料館史料館編『松代藩庁と記録—松代藩「日記繰出」—(山田哲好担当、名著出版、1998年)。

3) 人間文化研究機構国文学研究資料館編『藩の文書管理』(高橋実担当、名著出版、2008年)。

1. 真田家文書〈家老日記〉の種類

(1) 〈家老日記〉の外見的考察

松代藩の家老は、藩政を司る最高の役職で、藩主の一族や譜代の重臣の中から選ばれ、多いときは十数名、少ないときには2～3名が選任されて執務をとった⁴⁾。明和2年(1765)の「御在所日記」⁵⁾には、鎌原司馬成富・柵津数馬直延・望月治部左衛門行広・柵津大炊直教・恩田新六時章・小山田主膳之直の6名の名前が記されており、この時期にはおおむね6～7名前後が就任していたことがわかる。なお、これらの家老のうち1～2名が「詰番」と称して江戸屋敷勤務を命じられ、一定の期間江戸で執務をとり、次の「詰番」家老と交替して国許へと帰る仕組みとなっていた。

真田家文書に残る〈家老日記〉は、「私用日記」を除けば、各家老が御用番(月番)を担当した際の執務の内容を記したもので、宝暦～寛政期の「御在所日記」を例外として年間を通じて記載されたものは少なく、日記作成者の御用番期間中を基本的な単位として編冊されている。記載形式は、月日を3～4字分落として記載し、文字も比較的大きく記している。

また、「家老日記(その一)」と分類された日記の中には、宝暦期以前のものを中心に、望月氏以外の家老が御用番を担当した際の日記を摘記した「日記書抜」も残されている。「日記書抜」の記載形式は、月日部分を右肩に小字で記し、記事自体も比較的小さな文字で記されている。

さらに、「家老日記(その一)」の分類には、日記のほか「諸用帳」が含まれている。しかし、これは厳密には日記ではなく、執務に関わって収受した願書や「口上之覚」などを書写して編冊したものである。ただし、月日順配列となっていることや、享保2年(1717)「日記松代」(い713)のように、同じ年の「諸用帳」と合綴されたものがあるため、『史料館所蔵史料目録』第28集では、日記と同じ分類項目へ編入したものと考えられる。

各日記のタイトルには、おおむね「扣」という記載があり、これらの日記以外に“本日記”が存在したことを想起させるものとなっており、「家老日記(その一)」「家老日記(その二)」には、表紙に「松代」「御国」「国」「御在所」といった記載が見られる。しかし、「家老日記(その三)」の日記にはこれらの記載がなく、タイトルは「日記扣」でほぼ統一されている。

前記の「解題」によれば、「松代日記」には各冊ごとに朱字で通し番号が付されていたとある。しかし、これが当てはまるのは「家老日記(その一)」「家老日記(その二)」に分類された日記であり、「家老日記(その三)」の日記には、こうした通し番号は見られない⁶⁾。

表紙に記された「松代」「御国」などの記載と、通し番号の朱字記載は、〈家老日記〉の性格を考える上で極めて重要と考えられる。そこで別表1において、日記の目録表題と実際に表紙に記された記載事項との比較を試み、また通し番号がどのように付されているかの検討を行った。

その結果、「松代」「御国」などの記載は、表紙の年次記載と「日記扣」というタイトルとの間に窮屈な状態で書かれたり、明らかな異筆であったりと、後筆と考えられるものが大半を占

4) 前掲、国文学研究資料館史料館編『松代藩庁と記録—松代藩「日記繰出」一』、17頁。

5) 明和2「御在所日記 行広控」、真田家文書い776、国文学研究資料館所蔵。

6) 前掲、『史料館所蔵史料目録』第28集の目録記述および筆写の実見調査による。

めていた。

たとえば、図1は、宝永3年(1706)「日記控 松代」(い696)の表紙であるが、「宝永三年 戌正月朔日 日記 扣」という本来の表題に加えて、空白部分に「松代」および「御国」という文字が異なる筆跡で記されている。また、表紙左端にある「三月」から「十二月」に至る月の記載も明らかに後筆であり、後年に表紙の情報を補充したことが確認できる。

図2に示した享保9年(1724)「日記 松代控」(い724)の場合は、「享保九甲辰年 正月朔日 日記 扣」という表題に対して、「御留守」「御在城」「九月廿一日御着城」「松代」という明らかな書き加えがあり、「十二月迄」とある月の記載も後筆ではないかと推測される。また、作成者の「望月治部左衛門」という記載についても、筆のかすれ具合や筆跡から見て、後筆である可能性を否定できない。

日記の年代が下っても、このような状況は変わりなく、図3の寛政8年(1796)「松代日記控 望月監物」(い804)では、「寛政八辰年 六月 日記 扣 望月監物」という原表題に、「松代」「御在府」という加筆が見られ、「六月」という記載の横には「七・八・九月懸り記之」と補記されている。中には、文化8年(1811)「日記控 望月頼母」(い879)のように「松代」という加筆が綴じ目の外側に記されている事例も見られる(図4)。



図1 宝永3年「日記控 松代」の表紙



図2 享保9年「日記 松代控」の表紙

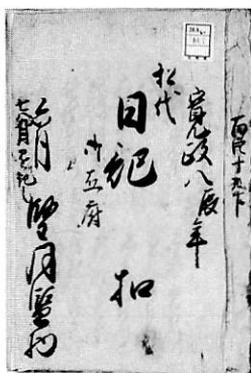


図3 寛政8年「松代日記控物」の表紙

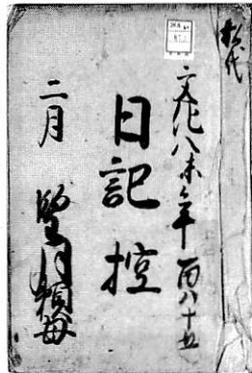


図4 文化8年「日記控」の表紙

以上、4つの例を示してみたが、こうした後筆は他の日記でも同様に存在する。これらのことから、「家老日記（その一）」「家老日記（その二）」に分類された国許日記の原表題は、おおむね「年月日 日記 扣 作成者名」であり、その他の情報の多くが、後筆による補充であると判断できる。このことは、「家老日記（その三）」の日記の表題が、ほとんど「年月日 日記 扣 作成者名」であることとも符合する。

一方、朱字による通し番号の記載については、3つの系統の数字が確認できる。

第一は、宝永元年（1704）9月「日記控 松代」（い 694）の「廿六」から文政6年（1823）7月「日記控 松代」（い 942）の「式百三十」に至る通し番号である。この番号は、複数の日記が合綴されている場合を除き（この場合は最初の日記に番号が付けられる）、各冊ごとに付与されている。

第二は、寛政10年（1798）の日記（い 812）から現れる数字で、同一年次の日記に一つの番号を与え、同一年次のものが複数冊ある場合には「〇冊之内」という形でグルーピングされている。なお、この第二の番号の部分には貼紙が付けられ、第一の番号が上から記されているので、年次単位の整理・管理方法が途中から冊単位へと変化したことが判明する。

第三の数字は、文化15年（1818・文政元年）正月の日記（い 923）から文政4年3月の日記（い 936）までの間のみに現れるもので、「二十四」から「二十七」までの番号が与えられ、同一年次には同じ数字が付けられている。この番号にも貼紙が施されており、途中から利用されなくなったことがわかる。

このような通し番号付与や表紙への追記を行った主体として考えられるのは、第一に日記作成者である望月氏、第二には日記を保存していた真田家であるが、望月氏作成の日記が収録された「家老日記（その一）」「家老日記（その二）」にのみ、こうした記載があり、「家老日記（その三）」には見られないこと、また、大正9年（1920）に真田家別邸が作成した「日記目録」（真田家寄託184）には、「松代日記」といったように、後筆の部分までも含めてタイトルとして記載されていることなどから、これらの追記が真田家において行われたとは考えにくく、望月氏による整理・管理の痕跡と理解するほうが妥当なのではないかと考えられる。

以上の点を勘案すると、真田家文書〈家老日記〉は、望月氏および他の家老職が作成・管理していた「日記 扣」が、文政期から大正9年を下限とする特定の時期に、松代藩庁または真田家へと集められ、保管・管理されてきたものであると考えられる。

（2）「御国日記」の存在

ところで、「家老日記（その一）」に分類された日記の中には、朱字による番号が付けられず、「日記 扣」という原題を持たない日記が3冊ほど存在する。元禄14年（1701）正～5月「一日記」（い 690）・宝永6年（1709）7～11月「一日記 御国」（い 701）・享保17年（1732）6～12月「二日記 御国」（い 739）がそれである（別表1の「朱字番号」欄における網かけ部分）。

これらの日記に共通するのは、「日記」というタイトルの前に「一」もしくは「二」という数字が記載されている点、宝永6年・享保17年のものに「御国」という表記が見られる点（ただし、これらは後筆ではない）、家老の御用番期間中に限らず各月朔日から晦日まで全日を記載している点などがあげられる。

国文学研究資料館編『藩の文書管理』に収められた文政3年（1820）「日記_并諸帳面入注文

乾⁷⁾を見ると、その冒頭に「壹番」から「二十一番」まで区分する形で「御国日記」が掲げられている。試みに、「壹番」にある元禄14年の項を見ると、「正月朔日^〆五月十七日迄」と「五月十八日^〆十二月廿九日迄」の2冊が記載されており、このうち前者は上記の元禄14年「一日記」の収録期間と一致する。同様に、「壹番」の宝永6年の項には「正月朔日^〆六月晦日迄」「七月朔日^〆十一月晦日迄」とあり、後者が上記の宝永6年「一日記 御国」の収録期間と一致している。さらに「二番」の享保17年の項を見てみると、「正月朔日^〆六月廿七日迄」「六月廿八日^〆十二月廿九日迄」とあり、後者が上記の享保17年「二日記 御国」の収録期間と合致する。



図5 享保17年「二日記 御国」の表紙

以上の点から、上記3冊の日記は、「御国日記」の原本あるいは全文を転写したものと考えてよさそうである。「日記」というタイトルの前に置かれた「一」「二」という数字は、もともとこれらの日記が日記土蔵で収納されていたときの容器番号（もしくは配架番号）とも考えられる。

これらの「御国日記」と家老の望月氏が記した「日記 扣」との関係はどうか。両者ともに記述のある宝永6年7月3日～7日の記事を、以下の【史料1】および【史料2】に掲げてみよう。

【史料1】御国日記

^(七月)
同三日

- 一 熟瓜十五、磯田庄左衛門献上
- 一 同九ツ、金井音右衛門献上之

七月四日

- 一 出羽守様^〆為七夕之御祝儀御飛札・刺鯖一折・青銅五十疋被進之、御返書被遣

同五日

- 一 長国寺 御霊屋江矢沢将監参拜、夫^〆御施餓鬼相濟迄相勤
- 一 麻羽織三十・手綱十・端布相調候様、今井治大夫方江申渡
- 一 熟瓜八、今井音右衛門献上之
- 一 熟瓜十・大角豆二把、望月治部左衛門献上之

七月六日

- 一 本多伊賀守様江御書・熊膽六匁四分被進之、明日江戸江差遣
- 一 長国寺 登城、為七夕之御祝儀岩茸一筥献上、暑気御機嫌伺旁也
- 一 為七夕之御祝儀献上、矢沢将監五十疋、望月治部左衛門・恩田頼母・玉川善大夫・池田右近・岩崎外記三十疋充、刺鯖一折真田図書、二十疋充青木五郎兵衛・今井弥三郎・宮嶋友之進献上、三十疋原主膳献上、五十疋大熊鞞負
- 一 金子十五両、地村左衛門方へ為替^ニいたし、我等証文竹内勘左衛門方へ小山田平大夫殿迄遣之、遠藤勘右衛門書状^〆通佐左衛門方へ差遣し候、明日之御飛脚三日^ニ遣之

七月七日

7) 前掲、人間文化研究機構国文学研究資料館編『藩の文書管理』、215～245頁。

一 七夕之為御祝儀諸士登 城、奥表一同御礼申上⁸⁾

【史料2】望月治部左衛門「日記 扣」

七月三日

一 長国寺・大英寺御施餓鬼之義、非番郡奉行老人・御代官老人御施餓鬼御用申付候様金井信大夫方へ申渡候、尤御入料・御賄方去年之通可相勤旨申渡候

一 妻科村覚兵衛下人、四月十六日之朝四時起^ニ而覚兵衛女房之様子承候由口上書在之、覚兵衛召仕之女、十五日^ニ覚兵衛方^ニ泊り、十六日之早朝召仕之男召連罷帰候由^ニ候、依之時刻相違、此段可取合致由、権右衛門・源五右衛門方へ申渡候

同五日

一 長国寺へ 御代参、矢沢監物勤之

同六日

一 桑名与一右衛門只今迄附届祢村甚平方へ相届候、自今已後御日付方へ附届申談候様可仕旨、和田十郎左衛門方へ申渡之

一 祢村甚平方へも、自今已後桑名与一右衛門附届可致無用旨申渡候

七月七日

一 右与一右衛門義触流、各^ノ可被相触旨、片岡儀左衛門・渡辺十大夫方へ申渡候、御役御免之面々在郷などへ一夜泊り^ニ参候節^者相伺可申哉と儀左衛門申聞候、各不及伺其面々月番迄相届候様申渡、尤手前も帳面^ニ附置可申旨及挨拶候

一 妻科村角兵衛女房被討候疵四ヶ所、是^ニて死申聞敷哉、其上うち之者可相尋事、且又五六寸廻り之柳^ニて首釣候訳相尋、委細口上相記させ可申旨、権右衛門・源五右衛門方へ申渡候

一 入新之充、祢津領加沢之湯へ湯治相願候由、今井治大夫申聞候、何^ニ申談勝手次第致候様、治大夫方へ申渡候

一 今日御礼、諸士相勤候

一 当町揚酒屋訴訟致候付、此間申付候^ニわけもなく致訴訟候段不届候、家業之由申候、是ハ家久勤候ふを家業と^者申候、上酒ハ近年之義^ニ候、但家業之趣趣有之候ハ、追^テ而可申聞旨、金井源五右衛門・土田権右衛門方へ申渡候⁹⁾

これをみると、【史料1】の「御国日記」の場合は、城中での行事や藩主への献上品に関する記述が充実しているが、「日記 扣」にはこうした記述はほとんど見られず、家臣の付け届け先の変更や領内で起こった殺人事件への対応、城下の酒屋の出訴に関する事案など、家老として行った事務処理に関する内容が中心となっている。ここから「御国日記」は、家老日記ではなく、主として藩主周辺に関わる動静を記したものであるのに対し、【史料2】の「日記 扣」はあくまでも家老の執務日記であることが確認でき、両者は性格が異なる日記であることが判明する。

ではなぜ、城内の日記土蔵にあるべき「御国日記」が、望月氏の日記群の中に混入したのか。そのヒントとなる紙片が【史料3】である。

8) 宝永6年7～11月「日記 御国」、真田家文書い701、国文学研究資料館所蔵。

9) 宝永6年2～7月「日記 控 松代」、真田家文書い700、国文学研究資料館所蔵。

【史料3】

御国日記

享保二酉

同 三戌

同 七寅

同十三申

同十七子

いつれも七月之処¹⁰⁾

これは、享保17年「二日記 御国」(い739)の8月14日条から15日条の間にあった挿入文書で、「御国日記」の享保2年・同3年・同7年・同13年・同17年の「いつれも七月之処」を書き写すように指示したと考えられる内容になっている。望月氏は後年、このように藩の日記土蔵にあった「御国日記」を借り出して必要部分を自家で転写させ、家老としての執務の参考にしたものと思われる。これら3冊の「御国日記」に望月氏による「日記 扣」の整理・管理の痕跡と推測される朱字の通し番号が付されていないのは、これらが借用した物であり、後日返却すべきものであるという認識があったからではないかと推測される。

望月氏が管理していた日記には、このほかにも宝永元年(1704)9～11月(い694)・宝永3年正～12月(い696)・宝永4年正～12月(い697)・正徳4年(1714)9～12月(い704)・正徳5年正～5月(い705)・同年2～4月(い707)・享保3年(1718)9～12月(い715)・享保11年正～6月(い726)など、後筆で「御国」「国」と記された「日記 扣」「日記書抜」が散見される。また、享保17年7～10月「日記 御在所控」(い738)は、表題には「御国」などの後筆は見られないものの、内容を検討すると、同年の「二日記 御国」から7月および10月の部分を書き抜いたものであることが判明する。このように、同じ「日記 扣」「日記書抜」というタイトルが付けられたものであっても、記載された中身は必ずしも家老の執務日記とは限らず、国許での藩主の動静を中心に記録した「御国日記」を抜粋したものがあることに注意しなければならない。そもそも「御国」「国」といった表記は、望月氏が後年の日記管理の過程で記したもので、おそらくは日記の内容を通覧して日記の種類を推定したものと考えられ、その中には家老日記を御国日記と誤認したり、逆に御国日記を家老日記と誤って判断したものも存在すると思われる。

(3)「御城日記」という文言

真田家文書〈家老日記〉を見る上で、もう一つ注目しなければならない点に「御城日記」の存在がある。「御城日記」といっても、これをそのままタイトルに用いた日記は、〈家老日記〉の中には見当たらない。しかし、望月氏が記した「日記 扣」を詳細に検討すると、ところどころに「御城日記」という文言を見ることができる。

【史料4】

〈享保元年九月六日条〉

一 殿様益御機嫌能今昼七ツ時過御城着、平大夫・頼母・空・介之進・半蔵其外御近習・御小

10) 享保17年6～12月「日記 御国」、真田家文書い739、国文学研究資料館所蔵。

性御供

一 御城着御祝儀御看代 献上、委細御城日記有之

〈享保元年九月七日条〉

一 開善寺・大英寺・大峰寺・願行寺・福德寺・練光寺以使僧 御城着御祝儀献上、委細御城日記有之¹¹⁾

この史料は、享保元年（1716）7～9月「日記扣」（い709）のうちの9月6日および7日の記事にあたる。これによると、享保元年9月6日に当時の藩主真田幸道が参勤交代で国許へ戻った際に祝儀の献上を行った者たちについて、「日記扣」には具体的な氏名を記さず、「委細御城日記有之」と記している。また、翌日の寺院による御城着献上についても同様の記述が見られる。ここから家老が記載に関わった日記には、各家老が自ら保存・管理していたと考えられる「日記扣」のほかに、「御城日記」と呼ばれるものが存在したことがわかる。

同様の事例は「諸用帳」にも見られる。

【史料5】

二月廿三日

一 追廻し馬場死人御役人詮議、今朝空宅江書付差出候、委細御城諸用帳=留置¹²⁾

これは、享保2年2月23日に追廻し馬場で発生した死人をめぐる詮議結果の書付を家老の恩田空へ提出した旨を記したものであるが、この内容については「御城諸用帳=留置」とある。前述したように、諸用帳は、家老が職務に関わって収受した「口上之覚」などの書付類を月日順に転記した帳面で、家老の「日記扣」などにも「委細ハ諸用帳=有之」などと記す場合がしばしば見受けられ、日記の内容を補完する役割を有していた。松代藩の家老は、自家において作成・保存・管理する「日記扣」や「諸用帳」に加え、家老の御用部屋に置かれていたと考えられる「御城日記」「御城諸用帳」の記述も行っていたことがわかる。

（4）小 括

以上の検討から、真田家文書〈家老日記〉のうち「家老日記（その一）」「家老日記（その二）」に分類される日記の種類は、以下のようにまとめられる。

- ①望月氏の御用番の執務内容について記録・編冊した「日記扣」
- ②他の御用番家老の日記を書写した「日記書抜」（御用番期間中の全てを転写したものもある）
- ③藩主の動静を中心に記録した御国日記である「一日記」「二日記」
- ④御国日記を後年に転写あるいは抜粋した「日記扣御国」や「日記書抜御国扣」

このうち、②の「日記書抜」は、おそらく家老の御用部屋に設置されていた「御城日記」の中から必要部分を摘記して作成されたものと思われる。このような他の御用番家老の日記の転写は、比較的早くから行われており、宝永7年（1710）正～11月（実際には6月まで記載）「宝永七庚寅年松代日記」（い702）の末尾には「正徳六年申三月写之、望月治部左衛門重政扣」と記されている。

望月氏は、藩からの借用物と考えられる③を除く各日記について、朱字による通し番号を付

11) 享保元年7～9月「日記 松代控」、真田家文書い709、国文学研究資料館所蔵。

12) 享保2年2～3月「日記 松代控」、真田家文書い710、国文学研究資料館所蔵。

けて管理していた。また、時期については詳らかではないものの、もともと「日記 扣」を原題とする日記に「松代」「御国」その他の追記を行って、日記検索の便宜を図っていたと考えられる。

2. 18世紀後半における〈家老日記〉の変化

(1) 詳細化する日記

ここでは、真田家文書〈家老日記〉がどのような記述構成になっているのかについて、国許分の日記を中心に考察してみたい。

別表2は、現在残されている〈家老日記〉のうち最も古い貞享3年(1686)のもの(い1687)から天明4年(1784)までの日記の記述のあり方を示したものである。

このうち「記述方法」欄は、各冊ごとの、①記述期間、②記述主体、③書式を示している。①は日記の中で記述されている期間(便宜上、朔日は1日で、晦日は29日または30日で表示)、②は各月朔日の日付下の部分に記されている御用番家老の名前を採録した。記述がない場合は「記名なし」としたが、記述主体が望月治部左衛門で自明な場合と、御用番家老が不明な場合とがある。③は、通常の日記形式(月日は4~5字落とし、全体に文字が大きめで、1ヶ月を通して記載)を(A)とし、「書抜」でよく用いられる形式(月日が右肩に記され、文字は小さく、抜粋して記載)を(B)、その中間の形式(書抜形式と同様に文字は小さく書かれているが、1ヶ月を通して記載)を(AB)で表示した(図6・図7参照)。また、宝暦期以降の「御在所日記」に出てくる「懸り之方」に関する記述(書式は通常の日記と同じだが、1ヶ月のうち数日を抜粋して記載)は(AC)とした。さらに、各月朔日の記事の前に、幕府の御用番の奉行名や松代藩の当番の奉行名、松代藩家老の名前が記されている場合には、[幕府御用番][松代藩当番][家老名]などと註記した。

「種類」欄は、望月氏による御用番(月番)の内容を記録したものを「望月月番」、他の家老の御用番の内容を1ヶ月を通して記したものを「他の月番」とし、他の家老の御用番記録を抜粋したものは「書抜」と表示した。また、享保期以前に見られる御国日記の原本(もしくは全体を転写したものは「御国日記」、御国日記の一部を転写したと考えられるものは「御国の写」

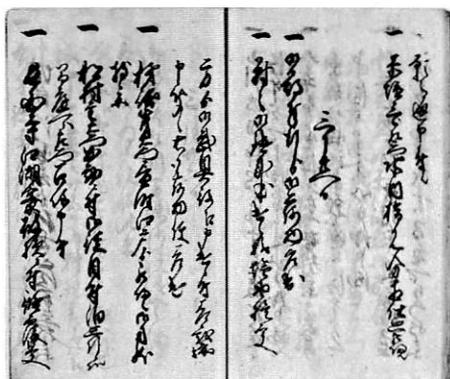


図6 通常の日記の記述形式。表2における(A)の形式にあたる。



図7 日記書抜の記述形式。表2における(B)の形式にあたる。

と表記した。

さて、別表2を通覧すると、おおむね宝暦6年（1756）頃を境として、その前後では日記の編綴のあり方が異なっていることがわかる。宝暦6年以前は、いくつかの例外が見られるものの、望月氏が御用番を務めたときの「日記扣」と他の家老が御用番を務めたときの「日記書抜」がそれぞれ単独の1冊を構成しており、これらに「御国日記」やその写が加わる形となっている。一方、宝暦6年以降は、望月氏が御用番のときの日記と他の家老の御用番日記とが1冊の日記の中に合綴され、月順配列により年間を通じて順次通覧することが可能な構成へと改められている。

他の家老が御用番を務めたときの日記については、当初は（B）の書式（必要な記事を抜粋する「書抜」形式）が多かったが、次第に（AB）の書式（小字で記すものの1ヶ月を通じて記載）へと変化し、収集する内容情報が増加していったことが確認される。

なお、宝暦6年以前の日記のうち、宝永2年（1705）正～12月（い 695）・宝永6年2～7月（い 700）・正徳5年（1715）正～5月（い 705）・正徳6年正～6月（い 708）・享保2年（1717）正～2月（い 710）・享保6年5～12月（い 721）・享保7年5～12月（い 723）・享保9年正～12月（い 724）・享保11年4～6月（い 727）・享保20年8～12月（い 743）・元文5年（1740）正～7月（い 749）・同年閏7～12月（い 750）・寛延4年（1751・宝暦元年）5～6月（い 763・2）の13冊については、望月氏の「日記扣」に他の家老の御用番日記の書抜が合綴されているが、これがすべて日記作成と同時期に行われたかどうかについては、さらなる検討が必要である。たとえば、元文5年の2冊の日記（い 749・い 750）は、いずれも美濃判の用紙に書かれているが、他の家老の日記書抜の部分は半紙判となっており、しかも1冊目（い 749）の表紙には「正月が」という文言に続けて「十二月迄揃、但、正・四・七・八・九・十一 寛政三=認入」との後筆がある。ここで「寛政三=認入」と記された各月の部分は、半紙判の用紙を使って書かれた部分と一致しており、この日記が寛政3年（1791）に増補されて再編綴されたことを示唆するものとなっている（図8参照）。同じような半紙判の用紙の挿入は、享保20年（1735）8～12月の日記（い 743）でも確認できるので、この日記もおそらく寛政3年に増補されたものと考えられる。



図8 元文5年の日記。望月氏が記した美濃判の日記に、半紙判の用紙に転写された他の家老の日記が合綴されている。

日記の編綴方法の画期と考えられる宝暦6年は、作成者として日記の表紙に「行広」という人物が登場する時期と合致している。そこで以下、望月治部左衛門行広という人物と日記の記述・編綴形式の変化との関連を検討してみたい。

(2) 望月行広(行晃)の動向に見る「家老日記」の性格

望月行広(のち行晃と改める)は、通称を主米といい、当時の藩主真田幸弘にその才知・識見を認められ、宝暦5年(1755)に24歳で家老見習に就任、同7年5月21日に家老職を仰せ付けられ、同月25日に通称を治部左衛門と改める¹³⁾。

行広が家老見習を務めていた宝暦6年の「松代日記控 行広」(い769)には、その冒頭に「日記には記さない事項」が列挙されている。

【史料6】

左之趣不記、尤記置所有之共銘々不記

一月次御礼

一 御代参〔長国寺・大英寺・恵明寺〕

正・五・九

一 妙義御代参

月々

一 評定出席

善光寺

一 月次御祈禱御礼

同寺

一 大般若日限伺

一 御領内〔御大名・御代官・御金荷・其外〕御通り并先触到来之事・被下物之事

一 江戸〔飛脚・荷物〕往来

一 御書往来 江戸へ

一 御用金遣事

○左之十二筆、願・申上不記、被仰付・申渡ハ記ス

一 御日見願 寺院も同

一 隠居家督願

一 養子願

一 縁組願

一 跡式願 遺書

一 御光駕願

一 御役所諸願

一 屋敷拝借願

一 御出入願〔御城坊主・御小人目付等〕

○左之四筆、被仰付・申渡共不記

一 定火消役

一 滞府

13) 『松代町史』下巻(長野県埴科郡松代町役場、1929年)、536頁。

- 一 江戸詰
- 一 忌御免
- 左之拾筆、願・申上・被仰付・申渡共不記
- 一 元服
- 一 名改
- 一 出勤出府
- 一 出勤
- 一 看病
- 一 湯治
- 一 月代
- 一 歩行
- 一 参宮
- 一 馬役〔馬場砂入・御差引替・馬具揃〕
- 届・申立、左之七筆不記
- 一 江戸御訴訟
- 一 御領分〔小出火〕
- 一 船渡〔立留・小満水〕
- 一 類族〔病死・婚礼・元服・家督・名改〕
- 一 忌中届
- 一 江戸帰立〔煩・看病共〕
- 一 印判改
- 江戸より到来事、左之六筆不記
- 一 御成〔公方様・大納言様〕
- 一 月次奉札取替〔松平越中守様・同河内守様〕
- 一 上々様〔木挽丁・愛宕下・御延気〕御出
- 一 〔備前守様・土佐守様奥様〕御出
- 一 御姫様御灸事
- 一 御姫様女中出代

右之内_二而も少も相替事は記、尤常之事_二而も記有之所も有¹⁴⁾

（〔 〕内は割註部分、掲出にあたって見やすいように体裁を改めた）

これによれば、藩主への月次御礼や長国寺・大英寺・恵明寺への代参、毎年正月・5月・9月に行われる妙義山への代参、月々の評定所への出座、善光寺の月次祈祷御礼と大般若執行の日限伺い、諸大名や幕府代官および佐州への御金荷などの領内通行、江戸との間の飛脚・荷物のやりとりや御用金の差し立てといった事項は、定例化・慣習化したものとして記述の対象外とされた。

また、御目見願・隠居家督願・養子願・縁組願・跡式願・御光駕願（藩主の家臣邸への御成についての願書）・役所の諸願・屋敷拝借願・御城坊主や御小人目付の御出入願については、願

14) 宝暦6～7年「松代日記控 行広」、真田家文書い769、国文学研究資料館所蔵。

書や上申は記載せず、仰せ渡しや申し渡しの結果のみを記すものとした。さらに定火消役・滞府・江戸詰・忌御免の4件については、仰せ渡しや申し渡しも記載せず、元服・名改・出勤出府・出勤・看病・湯治・月代・歩行・参宮・馬役に関する事項は、願書・上申から仰せ渡し・申し渡しの全ての過程を記載しないとしている。

このほか、藩内での届書や申し立て(7件)、江戸で起こった幕府や交友のある大名との関係(6件)なども「不記」とする方針とした。もちろん上記の内容であっても「少も相替事は記」とあり、今までと異なることがあれば記載すると述べている。

宝暦7年7月、行広は、家老職に就任して初めて御用番を務めることになった。この前日の6月晦日の日記の記事には、「一夜五ツ時、御用長持外紙箱、使番・村人兩人・挑灯持耆人来ル、初而之儀=付酒為給¹⁵⁾とあり、同日の晦日の夜5ツ時(午後8時頃)に、6月の御用番であった恩田空(民親)のもとから運ばれたと思われる御用長持および紙箱が行広のもとへと届けられたことがわかる。このとき行広は、「初而之儀」という祝儀の意味も込めて、届けにきた使番および村人2名・提灯持ち1名に酒を振る舞っている。

行広が初の御用番を務めたときの日記は、宝暦7年5～9月「日記 松代 行広控」(い770)に収められている。

【史料7】

七月御用番

御番頭	海野殿馬	道橋奉行	原勇右衛門
職奉行	矢嶋源右衛門	御納戸役	緑川叡右衛門
町奉行	前嶋源蔵	定火消	市場権左衛門
郡奉行	藤田石仲		桑名九十九
吟味役	鈴木九郎右衛門		
普請奉行	前嶋平右衛門		
宗門奉行	望月源之進		

日記不印事

御答・請有之ハ御普請奉行申付ル時=積り書出
 上納有之ハ御金奉行書付申聞
 道橋奉行上納金・献上ハ其旨申聞、尤何方=上納仕候旨
 御日付払方見届ハ度々書付申聞
 未進上納御日付・御金奉行書付申付¹⁶⁾

日記の7月朔日条の直前には、上掲のように藩内で同月の御用番を務める各奉行の名前が列挙され、さらに「日記不印事」5ヶ条が追加されている。これらは御普請奉行・御金奉行・道橋奉行・御日付らとの間でやりとりされる書類や指示などに関する事項で、「書付申付」との記載に見られるように、それぞれの奉行のもとで書付を作成させたり、記録させることで、家老の執務日記への記載を省略し、減量化を図ったものとも推測される。

また、このときの日記には、頭書や下げ札がところどころに付けられている。

15) 宝暦7年5～9月「日記 松代 行広控」、真田家文書い770、国文学研究資料館所蔵。

16) 前掲、宝暦7年5～9月「日記 松代 行広控」、真田家文書い770。

【史料8】

○一 矢嶋源右衛門参上、布野村・里村山役人并水夫招呼、流死之次第相尋候処、先達訴口之通水内郡同町者老人流死、此者同道之者有之、其段相知レ候之由、名面者不存候旨、高井郡大嶋村同心老人流死、此者儀ハ右村ノ尋参、死骸□□等いたし候付、相知レ候由、名者不存旨、此方御領八町村大光院弟子老人流死、此者儀大光院同道ニ付相知レ候由、名ハ不存旨、其外水主元右衛門老人流死、右四人之外無御座旨、大勢乗合候儀、明細ニ相知レ不申候得共、其後何方も無之由、尤其節遠国旅人乗合無之由（後略）

〔此ヶ条ハ本帳ニ除候様被仰付候、丸之分除ク〕¹⁷⁾

この史料は、7月9日条の一部で、渡船の転覆で死亡した者の身元探索に関する内容であるが、この箇条の冒頭には○印が付いており、さらに「此ヶ条ハ本帳ニ除候様被仰付候、丸之分除ク」と書かれた下げ札が見られる。この措置は、家老日記の機能と性格を考えるうえで、重要な点を示唆するものといえる。すなわち、①望月行広が記した「日記扣」の記事が「本帳」へと転記されたと考えられること、②初めて御用番を務めた行広が「日記扣」に記した事柄を「本帳」へ載せるか否かについて指示を行っている者がいると考えられること、の2点である。

まず、①に関しては、1 - (3)で述べた「御城日記」の存在が想起される。ここで「本帳」と呼ばれているのは、家老の御用部屋に置かれた「御城日記」のことであり、この日記は、明和～天明期頃には「置附日記」という名でしばしば登場する。この「本帳」＝「置附日記」は、御用番の家老が記した「日記扣」の記述を転記する形で書き溜められ、御用部屋定置の公式な家老日記として機能したものと推測される。逆にいえば、御用番家老が作成・管理していた「日記扣」は、「置附日記」を編成する際の下日記としての役割を有していたことになる。

真田家文書〈家老日記〉には「置附日記」という表題の日記は見当たらないが、安永8年(1779)の「(御在所日記)」には、同年8月以降の「置附日記」が転写されており、その記載様式などを確認することができる。

【史料9】

〔^(中央紙)〕

附 置 日 記

八月

」

八月朔日

恩田 内蔵丞

一 八朔付、例之通何茂登

城、差立面々并御役人罷出、御祝義申上

一 右付、御用部屋席御奥充トを以於泰様江御祝儀申上、御日見被仰付之

一 御門之張番等、前々之通申渡

一 中村通実父周見、従昨夜中卒中風症相煩、難見放体付、附添看病仕度旨願書、渋谷玄仙を以差出、願留帳記之

一 布野船渡水落通路相立候旨、原勇右衛門申聞

17) 同上。

一 中村通実父周見、病氣養生不相叶相果候段、中村見泊を以申聞
 一 先達申聞候佐州江御帳箱附添之者、無滞相痛候旨、小林喜右衛門申聞、原勇右衛門同断申聞

(中略)

九月朔日

鎌原 司馬

一中嶋宗順医師為修行奉願出府罷在候処、養母当春中々勞症其上痢病相煩、追日不相勝候付、親類共々申遣候間、罷歸附添看病仕度旨、願之通被 仰付申渡山、去ル廿三日江戸立立之處、道中出水逗留、今五ツ半時着之由、中村見泊を以御用状差出¹⁸⁾

これをみると、「置附日記」では、各月朔日の項には御用番家老の氏名が記されており、月日ごとに整然と記載されている。ちなみに、享保期前後まで頻出した「日記書抜」は、この様式を踏まえたものが多く、「置附日記」を抜粋したものである可能性が高い。

②については、初の御用番を務める行広への指南役と思われる家老がいたことを示すとともに、この時期までには「本帳」＝「置附日記」へ記載すべき事柄が整備されていたことを物語る。先に行広が「左之趣不記」とか「日記不記事」などと称して日記に記載しない事項を列挙したのも、このように整備された「置附日記」の編成方針を踏まえてのものであったと考えられる。

行広が御用番を務めた宝暦7年7月の日記には、「本帳除」という頭書¹⁹⁾や、逆に「本帳＝付落」という頭書²⁰⁾などもあり、初めて御用番を務めた望月行広が、試行錯誤を繰り返しながら「日記扣」から「置附日記」への転記を行っていたことが確認される。

(3) 勝手懸り就任と「御在所日記」

宝暦13年、行広は恩田空に代わって、勝手懸りを務めることになる。この動きに前後して行広の仕事量は飛躍的に増加したものと考えられる。こうした事態は、日記の記入方法にも影響を与えており、宝暦12年の日記では「御用所日記＝有之事モ懸り合無之儀ハ付残シ可有之、自分懸り合之儀ハ日記外之紙書入置²¹⁾」と記し、「懸り」関係の事項は別紙で対応しようと試みている。この時点での行広は、「日記扣」はあくまで御用番を務めるときの執務日記であるとの認識が強く、「懸り」に関する事項は付属的な扱いになっている。実際に、宝暦10～11年の「日記 行広控」(い 772) や同12年の「日記 御在所 行広控」(い 773) では、御用番の日記に加え、数丁ほどの「日記外」と記された部分が綴じ込まれている(別表2参照)。しかし、勝手懸りに関わる用務の増加は、必然的に御用番以外の月の日記を参照する機会の増加をもたらすことになった。宝暦10～11年「日記 行広控」では、一部省略があるものの2年分が、同12年「日記 御在所 行広控」では1年分が通年で記載されるようになり、翌年から付けられる「御在所日記」というタイトルの日記の原型をかたちづくっている。

また、行広はこの時期、藩庁の日記土蔵に収められた日記の改めを下僚に指示している。宝

18) 安永8年「(御在所日記)」、真田家文書い 785、国文学研究資料館所蔵。

19) 前掲、宝暦7年5～9月「日記 松代 行広控」、真田家文書い 770。宝暦7年7月25日条など。

20) 同上。宝暦7年7月27日条など。

21) 宝暦10～12年「日記 行広控」、真田家文書い 772、国文学研究資料館所蔵。宝暦12年の冒頭部。

暦14年「御在所日記」の3月晦日条には「一日記土蔵日記入註文混雑付、改候様宮下藤左衛門へ申渡」²²⁾という記載が見られる。これによると、御用番であった行広は、「日記土蔵」における「日記入註文」の記述がたび重なる追記で「混雑」しているとして、宮下藤左衛門へ改めの実施を命じたことがわかる。

真田家文書の「日記入註文」については、すでに高橋実氏によって、文政3年（1820）4月改めの「日記并諸帳面入注文」（2冊）ならびに年欠の「日記并諸帳面入注文」の全文が紹介され、詳細な解説が施されている²³⁾。これ以前の「日記入註文」に関する詳細は不明であったが、この記述からは、すでに宝暦14年よりかなり前の段階で「日記入註文」が作成されており、同年の時点では、ある程度使い古されて「混雑」をきたしていた実態をうかがい知ることができる。行広はこうした事態を憂慮し、「日記土蔵」にある日記の調査と「日記入註文」の再調製を命じたのである。

勝手懸り就任にともなう日記情報に対する需要の高まりに即して、行広の日記編成方法にも変化が見られるようになる。宝暦13年から寛政3年まで残されている「御在所日記」（19冊）は、勝手懸りの家老として執務に必要な日記情報をすべてまとめるという手法で編成された²⁴⁾。「御在所日記」は、自らの御用番の「日記扣」と他の家老が月番のときの日記（書式は書拔と同様に全体を小字で記すが、記述自体は朔日から晦日までの全日にわたる）を組み合わせ、1年分を1冊に編綴した形式をとる。

「御在所日記」における勝手懸り関係の記述は、安永7年（1778）「御在所日記」（い784）に「扣日記月番之外認方」の項を設けて「月番之外キ事少ニ記候得共、追日御用多付、猶又追而見出しニ可成要用計記」²⁵⁾などと記しているものの、実際の日記では、この時期前後から勝手懸り関係の記載が増え、天明期に入ると、「日記扣」本来の御用番日記としての性格に合わせて、勝手懸りとして必要な情報も積極的に盛り込むようになる。

【史料10】

天明四甲辰年扣日記

正月 揃	鎌原司馬
閏正月 揃	恩田新六
	朔日一日鎌原司馬
二月 揃	望月治部左衛門
三月 月番之方残ル	鎌原司馬
四月 揃	恩田新六
五月 揃	望月治部左衛門
六月 月番之方残ル	小山田主膳
七月 同断	鎌原司馬
八月 五日迄月番之方残ル	恩田新六

22) 宝暦14年「御在所日記」、真田家文書い775、国文学研究資料館所蔵。宝暦14年3月晦日条。

23) 前掲、人間文化研究機構国文学研究資料館編『藩の文書管理』。

24) なお、寛政2年に行広が59歳で没した後は、後継の重教が寛政3年分を編冊している。

25) 安永7年「御在所日記」、真田家文書い784、国文学研究資料館所蔵。正月元日条の前の部分にある「扣日記月番之外認方」。

廿二日 月番之方残ル 五日 廿一日 望月治部左衛門

廿二日 恩田新六

九月 揃	望月治部左衛門
十月 揃	鎌原司馬
十一月 廿八日 末、月番之方残ル 寛政三亥十一月書足揃	小山田主膳
十二月 月番之方残ル 寛政三亥十一月書足揃 ²⁶⁾	恩田内藏丞

引用部分は、天明4年(1784)「御在所日記」(い789)の冒頭部にある記載で、行広の跡を継いだ望月監物(重教)による後筆と推測される。ここには、同年の各月の御用番が列挙され、「日記 扣」の原本(御用番が望月治部左衛門の場合)もしくは転写した日記(他の御用番家老の場合)が揃っているかどうか記載されている。ここでは「揃」と「月番之方残ル」(該当する御用番家老の日記の転写が終わっていない)という記載が見られ、各月は「月番之方」ともう一つの要素がそろって初めて「揃」となる構成をとっていたことがわかる。この点について、日記の正月の部分を見ると、下側に「懸り之方、正月分末=綴」と記されているので、「懸り之方」が「月番之方」と並んで日記に加えられる要素であると推定できる。

実際に日記の記載内容を見てみると、正月の部分は比較的小字で御用番家老(鎌原司馬)の日記が元日から晦日まで記載された後、やや大きめの文字で正月12日より晦日までを抜粋して「懸り之方」に関する記事が列挙されている。「月番之方残ル」とある3月の部分は、2月分の「懸り之方」の記事が終わった後、「月番之方」の記載がなく、若干の行間を空けてただちに3月分の「懸り之方」の記事が記載されている。

一方、行広自身が御用番を務めている月の場合は、御用番としての記事と勝手懸りとしての記事を合わせた形で日記そのものが記述され、両者の区分は明確ではない。また、多くの記事の右肩には「置附写済」という記述があり、前述の家老御用部屋に置かれた「本帳」が「置附日記」であったことを文言の上からも確認できると同時に、「御在所日記」の形式をとっても自らが御用番であったときの日記の部分は、「置附日記」の下日記としての機能に変化がなかった

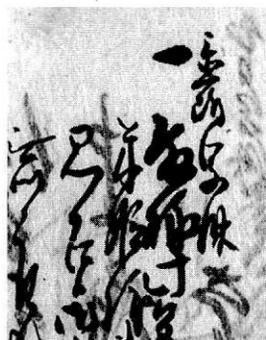


図9 「置附写済」という肩書

26) 天明4年「御在所日記」、真田家文書い789、国文学研究資料館所蔵。表紙直後の部分。

ことを示している。

このようにして行広は、自身を含めた各月における御用番の動向、および自らの勝手懸りとしての職務内容の双方を1冊の日記の中に集約し、用務にあたっての検索の便を図ろうとしたのである。

なお、行広の後継となった重教は、寛政3年（1791）に行広と同じ手法で「御在所日記」を編綴するとともに、過去に望月家で作られた「御在所日記」や「日記扣」の記事の増補作業を行っている。【史料10】によれば、天明4年（1784）「御在所日記」の11月の一部と12月の記事は、「月番之方残ル」となっていて、御用番家老日記からの転写が終わっていなかったが、その横に「寛政三亥十一月書足揃」と補筆され、寛政3年11月に残っていた日記の転写を終えた旨が記されている。実際の日記を見てみると、同年12月の部分については、恩田内蔵丞が担当した御用番日記を1ヶ月分通して転写し、その中に望月行広が作成した「懸り之方」の記事を、日付に合わせて挿し込んでいくという複雑な形式となっている。

前に指摘した享保20年（1735）8～12月の日記（い743）および元文5年（1740）の日記（い749・い750）への他の家老の日記書抜（半紙判の用紙）の挿入も、寛政3年のことであり、重教のもとで行われたものである。重教は、先代の行広がやり残した「御在所日記」の増補に加えて、おそらく自らの執務に必要な事項なども勘案し、過去に蓄積された日記全般に対して見直しと増補作業を行ったと考えられる。

（4）小括

宝暦6年（1756）を画期とする〈家老日記〉の編綴方式の変化は、望月治部左衛門行広（行見）の家老見習就任とほぼ軌を一にするものであり、行広の家老としての執務上の情報収集の必要度に即して、日記の構成に変更が加えられていったことが確認できる。

また、松代藩では、行広の家老見習就任以前の段階で、各家老がつける「日記扣」の記述内容の見直しが図られ、定例化・慣習化した事項については日記には記さない方針が固まっていたと思われる。家老見習の役職に就いた行広は、宝暦6年日記の冒頭で「左之趣不記」としてこれらの項目を列挙したのは、こうした事情によるものと推定される。

家老の執務日記は、家老の御用部屋にある「置附日記」（史料上には、このほか「御城日記」「御用所日記」など出てくるが、いずれも同じ日記を指していると思われる）が「本帳」＝公式な日記として機能していた。各家老のもとにある「日記扣」は、その下日記としての役割を担っており、「日記扣」に記された内容は、すべてが「置附日記」へ反映されるとは限らず、「本帳除」という記載に代表されるように、転写以前の段階で記事の取捨選択が行われた。また、新たに就任した家老に対して、「置附日記」に記載すべき内容を指南する家老がいたことも判明する。日記情報という点から見れば、「置附日記」に比べて「日記扣」のほうが、よりオリジナルな情報を含み込んでおり、一次的な記録としての性格が強い。

さらに、望月行広の勝手懸り就任にともなって、日記はより詳細なものとなり、自らの「日記扣」に加えて、他の家老の御用番日記のはほぼ全体を転写したうえ、月別配列によって縦じ込む「御在所日記」の形式を整えることになった。さらに、内容的には「月番之方」と「懸り之方」の二本立てとし、他の家老の御用番日記の末尾に自らが作成した「懸り之方」の記事を編入して、勝手懸りに関する情報を記録する形をとった。

おわりに

以上、本稿では、真田家文書〈家老日記〉のうち、「家老日記(その一)」「家老日記(その二)」に分類される国許関係の日記について、その種類と性格に関する大まかなアウトラインを描いてみた。しかし、これによっても、〈家老日記〉をとりまくさまざまな疑問の一部を解き明かしたに過ぎない。そこで、今後の課題となるべき事項を記して「おわりに」としたい。

まず第一は、これらの日記の伝来に関する問題である。「家老日記(その一)」「家老日記(その二)」に分類される日記は、もともとは望月氏という家老の「家」に残されていたと考えるのが妥当で、表紙への後筆の書き込みや朱字での通し番号の付与も同家において行われたと考えられる。しかし、これがどの時点で松代藩庁あるいは真田家へと集められ、真田家文書の一部を構成するに至ったかという点は詳らかではない。しかも〈家老日記〉の残り方が、文政5年(1822)までは望月家、「家老日記(その三)」を構成する鎌原・河原・赤沢・恩田らの日記が文政7年から維新时期までというように、きれいに区分けでき、鎌原・河原らの日記にも時期的な重複がほとんど見られない点も気になる点である。このことは、〈家老日記〉の収集過程で何らかの取捨選択に関する意思が働いていた可能性を示唆するものといえる。

第二は、望月行広の事例で述べたような日記情報の詳細化、年間を通じた日記の編綴といった作業の痕跡が、寛政期を過ぎるとほとんど見受けられなくなる点である。もとよりこれらの作業は、望月行広およびその後継である重教の手によるところが大きく、個人もしくは家レベルで日記の管理を行っていたことの証左ともいえようが、寛政期以降の変化に対しては、藩の日記管理のあり方の変化を含め、より詳細な検討が不可欠と考えられる。なお、この際、一つの画期となる可能性を有するのは、文政期の動向ではないかと思われる。藩の日記土蔵に収められた日記その他の書類の再点検が実施され、新たな「日記#諸帳面入註文」が作成されたのが文政3年4月のことであり、また、〈家老日記〉のうち、望月家で作成・管理されていたと考えられる日記の年代の下限が文政6年となっているからである。また、家老日記を典拠として、その収録記事の見出しを摘記した「日記繰出」がつけられるのも、文化～文政期頃が一つの画期となっていると思われる²⁷⁾。こうした点を含め、この時期の松代藩における日記・諸帳面の管理に関する検討は、今後の課題としたい。

27) 前掲、国文学研究資料館史料館編『松代藩庁と記録—松代藩「日記繰出」—』、11～12頁。ここでは各「日記繰出」に収められた記事の年代を参照した。

別表1 真田家文書〈家老日記〉(国許分)の表紙記載と朱字番号(文政6年まで)

請求番号	目録表題	表紙記載	朱字番号	朱字訂正前	形態
26A/い 01687	(松代日記)	(表紙なし)	(不明)		美
26A/い 00690	日記	元禄十四辛巳年 正月ヨリ五月迄/一日記			美大
26A/い 00693	(日記 松代)	(表紙なし)	(不明)		美大
26A/い 00694	日記控 松代	宝永元年 申九月朔日 (後筆)「十月 十一月」/日記 (後筆)「松代」扣/ (後筆)「国」	廿六		美大
26A/い 00695	日記控 松代	宝永貳乙酉年 三月朔日 (後筆)「四月 閏四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月」/日記 (後筆)「松代」扣	二十七		美大
26A/い 00696	日記控 松代	宝永三年 戌正月朔日 (後筆)「三月 四月 六月 七月 出 八月 十月 十二月」/日記 (後筆)「松代」扣/ (後筆)「御国」	一 十八		美大
26A/い 00697	日記控 国	宝永四年 亥正月朔日 (後筆)「二月 四月 六月 八月 九月 出 十月 十二月」/日記 (後筆)「国」扣/望月治部左衛門	二十九 一番		美大
26A/い 00698	日記控 松代	宝永五年 (後筆)「閏正月 二月 三月 [] 七月 八月 []」/日記 (後筆)「松代」扣	三十		美大
26A/い 00699	松代日記書抜	宝永五年子ノ十一月ノ 同六年丑十一月迄/ (後筆)「松代」日記書抜/望月治部左衛門扣	三十一		美大
26A/い 00700	日記控 松代	宝永六丑年 丑ノ二月 (後筆)「三月 四月 五月 六月 七月 右六月」/日記 (後筆)「松城」扣	三十貳		美大
26A/い 00701	日記 御国	宝永六己丑年 七月ノ十一月迄/一日記 御国			美大
26A/い 00702	宝永七庚寅 年松代日記	正月ノ十一月迄/宝永七庚寅年 (後筆)「松代」日記書抜	三十三		美
26A/い 00703	日記書抜 松代	正徳三巳年正月元日ヨリ閏五月十六日アサマテ/ (後筆)「御在城 五月十六日御発駕」/日記書抜 (後筆)「松代」扣/望月治部左衛門	三十四		美
26A/い 00704	日記書抜 御国 控	正徳四年午ノ九月四日ヨリ十二月マテ/日記 (後筆)「書抜」御国扣/望月治部左衛門	三十五		美
26A/い 00705	日記御国控	正徳五年 未正月朔日 五月朔日/二月/五月十四日御発駕/日記 御国扣/望月治部左衛門	三十六		美
26A/い 00706	日記 松代控 ※い 705と合綴	正徳五年 未八月朔日 十一月/日記 (後筆)「松代」扣/望月治部左衛門	(同上)		美大
26A/い 00707	日記書抜 御国	正徳五乙未年 二月ヨリ四月マテ/日記 (後筆)「書抜」御国/ (後筆)「諏訪□祝御目見之事 お岩様御死去 八幡出火之事 大勅進入院ノコト 井田平四郎参候事」/望月治部左衛門	三十七		美大
26A/い 00708	日記 松代控	正徳丙申年 七月朔日 享保と改元 正月元日 二月朔日 四月朔日 (後筆)「七月 九月」/日記 (後筆)「松代」扣/望月治部左衛門	三十八		美
26A/い 00709	日記 松代控 ※い 708と合綴	享保元丙申年 七月朔日 九月朔日/日記 (後筆)「松代」扣/望月治部左衛門	(同上)		美
26A/い 00710	日記 松代控	享保二年 酉正月 二月 (後筆)「書抜」(付箋)「二月書抜 三月 []」/日記 (後筆)「松代」扣/望月治部左衛門	廿九		美
26A/い 00711	日記 松代控 ※い 710と合綴	享保二丁酉年 二月廿九日 (後筆)「大火事 御城類焼」三月 四月 五月三日迄/日記 (後筆)「松代」扣/望月治部左衛門	(同上)		美大
26A/い 00712	日記 松代控 ※い 710と合綴	享保二丁酉年 五月四日/日記 (後筆)「松代」扣/望月治部左衛門	(同上)		美
26A/い 00713	日記 松代 ※い 683・い 684 「諸用帳」と合綴	享保貳年 酉五月ヨリ十二月マテ/日記 (後筆)「松代」/ (後筆)「松寿院様七回忌御法事」/望月治部左衛門扣	(不明)		美
26A/い 00714	日記書抜 松代	享保三年 戌之正月ヨリ九月マテ/日記書抜 (後筆)「松代」/善光寺鐘居堰出入力石村男女指違自滅 肴町西念寺梅翁院 八丁大笹海道之事/望月治部左衛門扣	四十		美

請求番号	目録表題	表紙記載	朱字番号	朱字訂正前	形態
26A/い 00715	日記書抜 国控 ※い 714と合綴	享保三年 戌之九月四日ヨリ十二月マテ／日記 (後筆)「書抜」 国扣／望月治部左衛門	(同上)		美
26A/い 00716	日記 御在所	享保四己亥年 正月ヨリ六月六日マテ (後筆)「五月ヨリ十二月マテ書抜」／日記 御在所／望月治部左衛門扣	四十式		美大
26A/い 00717	日記書抜 松代 ※い 716と合綴	享保四年 亥五月ヨリ十二月マテ／日記 書抜 (後筆)「松代」／寺院御朱印申渡シ／望月次部左衛門扣	(同上)		半
26A/い 00718	日記 松代	享保五年 子正月ヨリ七月マテハ書抜 (後筆)「七月十五日ヨリ十二月マテ日記」／日記 (塗抹)「書抜」 松代／望月治部左衛門扣	四十三		美
26A/い 00719 (001)	日記 松代 ※い 719-1と合綴	享保五年 子七月十五日ヨリ八月／日記 (後筆)「松代」／望月治部左衛門扣	(同上)		美大
26A/い 00719 (002)	日記 松代 ※い 719-2と合綴	享保五年 子九月ヨリ十二月マテ／日記 松代／望月治部左衛門扣	(同上)		美
26A/い 00720	日記 松代	享保六辛寅年 正月朔日 (後筆)「同四月迄 五月迄 十二月迄」／日記 (後筆)「松代」／望月治部左衛門扣	四十四		美大
26A/い 00721	日記 松代 ※い 720と合綴	享保六辛寅年 五月迄 十二月迄／日記 (後筆)「松代」／望月治部左衛門扣	(同上)		美大
26A/い 00722	日記 松代	享保七壬寅歳 正月ヨリ四月マテ書抜 五月迄 十二月迄／日記 (塗抹)「書抜」 (後筆)「松代」／望月治部左衛門扣	四十五		美
26A/い 00723	日記 松代控	享保七年 寅五月迄 十二月迄／日記 (後筆)「松代」扣／望月治部左衛門			美大
26A/い 00724	日記 松代控	享保九甲辰年 正月朔日 (後筆)「十二月迄 (後筆)」／(後筆)「御留守 御在城」 日記 (後筆)「松代」扣 (後筆)「九月廿一日 御着城」／(後筆)「望月治部左衛門」	四十七		美大
26A/い 00726	日記 御国	享保十一丙午年 正月 (後筆)「六月迄」／(後筆)「御在城」 日記 御国／望月治部左衛門扣	四十九		美大
26A/い 00727	日記 松代控 ※い 726と合綴	享保十一年 午ノ四月／(後筆)「御留守」 日記 (後筆)「松代」扣／望月治部左衛門	(同上)		美大
26A/い 00733	日記 松代控	享保十三戊申年 五月 (後筆)「六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月」／日記 (後筆)「松代 扣」／望月治部左衛門	五十		美大
26A/い 00734	日記 松代控	享保十四年 (後筆)「同十五年」 西八月廿二日 (後筆)「閏九月 十一月 戊正月」／日記 (後筆)「松代」扣／望月治部左衛門扣	五十二		美大
26A/い 00737	日記 御在所控	享保十七壬子年 正月 四月 閏五月 (後筆)「七月 十月」／御留守 日記 御在所 扣／望月治部左衛門	五十三		美大
26A/い 00738	日記 御在所控 ※い 737と合綴	享保十七年 子七月 (後筆)「十月」／日記 (後筆)「御在所」扣／望月治部左衛門	(同上)		美大
26A/い 00739	日記 御国	享保十七壬子年 六月ヨリ十二月迄／二日記 御国			美大
26A/い 00740	松代日記	享保十八癸丑年 (後筆)「二月」 五月廿五日 (後筆)「未 六月」／(後筆)「松代」日記 御留守／望月治部左衛門扣	五十四		美大
26A/い 00741	日記 御在所控	享保十九年 寅正月／(後筆)「御留守」日記 (後筆)「御在所」扣／望月治部左衛門	五十五		美大
26A/い 00742	日記 松代	享保二十乙卯年 五月ヨリ十二月迄／日記 松代／望月治部左衛門扣 知英 ※「(五月-七月) 以下大判につゝく」という鉛筆書きあり	五十六		美
26A/い 00743	日記 松代 ※い 742と合綴	享保二十乙卯年 八月 十二月／日記 松代／望月治部左衛門扣	(同上)		美大
26A/い 00744	日記 控	享保廿一年 元文元年 五月七日於殿中改元被仰出辰四月 (後筆)「五月十九日迄 六月 十月」／松代 日記 扣／望月治部左衛門	(不明)		美大
26A/い 00745	日記 松代控 ※い 744と合綴	元文元年 十月／日記 (後筆)「松」扣／望月治部左衛門	(同上)		美大

真田家文書〈家老日記〉の種類と性格(太田)

請求番号	目録表題	表紙記載	朱字番号	朱字訂正前	形態
26A/い 00746	日記 松代写	元文二丁巳年 正月 (後筆)「四月 八月 閏十一月」 (後筆)「就徳院様御靈屋御入仏閏十一月十九日」 /日記 (後筆)「松代」写/治部左衛門扣	九十		美大
26A/い 00747	日記 松代控	元文三年 午三月 (後筆)「四月書拔」/日記 (後筆) 「松代」扣/治部左衛門	九十一		美
26A/い 00748	日記 松代控	元文四年 未八月 (後筆)「十二月」/日記 (後筆) 「松代」扣/望月治部左衛門	九十二		美
26A/い 00749	日記 松代控	元文五申年 正月より十二月迄揃 但正・四・七・八・ 十一 寛政三ニ認入/日記 (後筆)「松代」扣/望 月治部左衛門	九十三		美
26A/い 00750	日記 ※い 749と合綴	元文五庚申年 (貼紙)「閏七月 十月□□日迄 十二 月」/日記 (後筆)「松代」扣/治部左衛門	(不明)		美
26A/い 00751	日記 松代控	寛保元辛酉年 四月 (後筆)「九月」/日記 (後筆) 「松代 扣」/望月治部左衛門	九十四		美
26A/い 00753	日記 松代控	寛保三癸亥年 五月 (後筆)「十月」/日記 (後筆) 「松代 扣」/治部左衛門	九十五		美
26A/い 00754	日記 松城	寛保四甲子年 延享元年 二月廿九日於殿中改元被仰 出 三月三日御在所江達 三月 (後筆)「九月」/日 記 松城	九十六		美
26A/い 00755	日記 松城 ※い 754に合綴	延享元甲子年 九月/日記 松城/治部左衛門	(同上)		美
26A/い 00756- 001	日記 松代控	延享三丙寅年 五月 (後筆)「八月 十二月」/日記 (後筆)「松城」扣	九十七		美大
26A/い 00756- 002	日記 松代控 ※い 756-1と合綴	延享三年 寅八月/日記 (後筆)「松城」扣	(同上)		美大
26A/い 00756- 003	日記 松代控 ※い 756-2と合綴	延享三丙寅年 十二月/日記 松城 扣	(同上)		美大
26A/い 00759	日記 松代控	(虫損) [] /日記 (後筆)「松城」扣/治 部 (虫損) []	(不明)		美
26A/い 00761	日記控	寛延二年 巳二月/日記 (後筆)「松代」扣/望月 治部左衛門	九十〇		美
26A/い 00762	日記 松城	寛延三庚午年 十二月/日記 松城/望月治部左衛 門 扣	百		美
26A/い 00763- 001	日記控 松城	寛延四年 三月 (後筆)「五月 閏六月」/日記 (後 筆)「松城」扣/望月治部左衛門	百一		美
26A/い 00763- 002	日記 松代控 ※い 753-1と合綴	寛延四辛未年 五月/日記 (後筆)「松城」扣/望 月治部左衛門	(同上)		美
26A/い 00763- 003	日記 松代控 ※い 753-2と合綴	寛延四辛未年 閏六月/日記 (後筆)「松代」扣/ 望月治部左衛門	(同上)		美
26A/い 00758	日記	(表紙なし)	(不明)		美
26A/い 00760	日記書拔 行広 控	宝暦二申 三酉 四戌 五亥 (後筆)「六子六月迄」/ (後筆)「松代」日記 書拔/行広扣	百式		美
26A/い 00764	日記	宝暦三癸 [] 四月/日記 []			美大
26A/い 00765	日記控	宝暦三癸酉年 六月/日記 扣			美大
26A/い 00766	日記控	宝暦三年 酉十二月/日記 扣			美大
26A/い 00767	日記控	宝暦四年 戌二月/日記 扣			美大
26A/い 00768	日記控 (松代)	宝暦六丙子年 六月/日記 扣			美
26A/い 00769	松代日記控 行 広	宝暦六丙子年 七月三日より同丁丑年 五月廿一日迄 幸豊公御初入/ (後筆)「松代」日記 扣/行広	百三		美

請求番号	目録表題	表紙記載	朱字番号	朱字訂正前	形態
26A/い 00770	日記 松代 行 広控	宝曆七丁丑歳 従五月廿一日より九月十日迄ル/日記 松代/行広扣	百四		美
26A/い 00771	日記 松代 行 広控	宝曆八寅年 九月廿四日より十二月晦日迄/日記 松代 /行広扣	百五		美
26A/い 00772	日記 行広控	宝曆十 (虫損) []	(不明)		美
26A/い 00773	日記 御在所 行広控	宝曆十二壬午年 三月ヨリ十二月迄 八月廿四日御帰 城/日記 御在所/行広扣	百七		美
26A/い 00774	御在所日記 行 広控	宝曆十三癸未年 正月ヨリ十二月迄 九月三日御参府 御発駕/御在所日記/行広扣	百九		美
26A/い 00775	御在所日記 行 広控	宝曆十四甲申年 正月ヨリ十二月迄 (貼紙)「御帰城 七月十六日」/御在所日記/行広扣	(不明)		美
26A/い 00776	御在所日記 行 広控	明和二乙酉年 正月ヨリ十二月迄 御参府六月四日御 発駕/御在所日記/行広扣	百十一		美
26A/い 00777	御在所日記	明和三丙戌歳 正月ヨリ十二月迄 七月廿一日御帰城 /御在所日記/行広扣	百十式		美
26A/い 00778	御在所日記 (後 欠) 行広控	明和四丁 (虫損) [] 六月三日御発駕/ 御在所日記/行広扣	百十三		美
26A/い 00779	御在所日記	明和五戊子年 正月ヨリ十二月迄 八月七日御帰城/ 御在所日記/望月治部左衛門扣	百十四		美
26A/い 00780	御在所日記	明和六己丑年 正月ヨリ十二月迄 四月十六日御発駕 /御在所日記/望月治部左 []	(不明)		美
26A/い 00781	御在所日記 (後 欠)	明和九壬 (虫損) [] 安永改元 三月六日 (虫 損) [] 五月 (虫損) [] /十月朔日御帰城 /御在所日記	百十八(七 に訂正)		半
26A/い 00782	江戸御在所日記 (後欠)	安永二癸卯 (虫損) [] 正月十六日 (虫損) [] 九月十四日 (虫損) [] 六月五日御発駕/ 江戸 御在所 日記/行広扣	[] 八		半
26A/い 00783	(日記)	安永五丙申年吉書初 御在府 ※以下、家老の出府・ 帰国の月が示される			半
26A/い 00784	御在所日記	安永七戊戌年 八月廿四日御帰城/御在所日記/行 広扣	百三十		半
26A/い 00785	(御在所日記)	(表紙なし)	(不明)		美大
26A/い 00786	(御在所日記)	(表紙なし)	(不明)		美大
26A/い 00787	御在所日記	天明二壬寅年 正月ヨリ十二月迄 十月十一日御帰城 /御在所日記/行広扣	百三十四		半
26A/い 00788	御在所日記	天明三癸卯年 (後筆)「浅間山大焼 大凶作 御近領 百姓騒動」六月朔日御参府/御在所日記/行広扣	百三十〇		半
26A/い 00789	御在所日記	天明四甲辰年 八月廿八日御帰城/御在所日記/行 見扣	百三十六 (七に訂正)		半
26A/い 00790	(御在所日記)	(表紙破損)	(不明)		半
26A/あ 03174	(御在所日記) (前後欠)	(表紙なし)	(不明)		半
26A/い 00791	御在所日記 行 見控	天明八戊申年 御前御滞府/御在所日記/行見扣	百四十		半
26A/い 01666	(家老用番日 記) 松代	(表紙なし)	(不明)		半
26A/い 00792	御在所日記 重 教控	寛政三辛亥年 □月朔日御発駕/御在所日記/重教 扣			半
26A/い 00794	御在所日記 望 月監物	寛政五丑年 四月 六月 (後筆)「若殿様御在所」/ (後筆)「御在所」日記 (後筆)「御留守」扣/望 月監物	百四十四 上		半
26A/い 00795	御在所日記 望 月監物 ※い 794 と合綴	寛政五丑年 六月 / (後筆)「御在所」日記 (後 筆)「御留守」扣/望月監物	(同上)		半
26A/い 00796	御在所日記 望 月監物	寛政五丑年 九月 / (後筆)「御在所」日記 (後 筆)「御留守」扣/望月監物	百四十四 下		半

真田家文書〈家老日記〉の種類と性格(太田)

請求番号	目録表題	表紙記載	朱字番号	朱字訂正前	形態
26A/い 00797	日記控 松代 望月監物 ※い 796と合綴	寛政五癸丑年 十二月/日記 (後筆)「御留守」 扣 松代/望月監物	(同上)		半
26A/い 00798	御在所日記控 小山田主膳・望 月監物	寛政六寅年 二月 但二日よ/ (後筆)「御在所」 日 記 (後筆)「御留守」 扣/小山田主膳 望月監物	百四十五		半
26A/い 00799	松代日記控 望 月監物	寛政七卯年 九月 (後筆)「十一月懸之儀有之」/ 松代 日記 扣/望月監物	百四十八		半
26A/い 00802	松代日記控 望 月監物	寛政八丙辰年 正月小/ (後筆)「松代」 日記 (後 筆)「御在府」 控/望月監物	百四十九 上		半
26A/い 00803	松代日記控 望 月監物	寛政八辰年 三月 (後筆)「四月・五月懸之儀有之」/ (後筆)「松代」 日記 (後筆)「御在府」 扣/望 月監物	百四十九 中		半
26A/い 00804	松代日記控 望 月監物	寛政八辰年 六月 (後筆)「七・八・九月懸り記之」/ (後筆)「松代」 日記 (後筆)「御在府」 扣/ 望月監物	百四十九 下		半
26A/い 00757	日記 松代控 監物	寛政九巳年 十二月 (後筆)「翌年正月十八日末有之 懸故記置」/日記 (後筆)「松代」 扣/監物	百五十		半
26A/い 00811	控日記 松代 望月監物	寛政十年年 四月/控日記 (後筆)「松代」/望月 監物	(貼紙) 百 五十四	(不明)	半
26A/い 00812	日記 松代控 望月監物	寛政十年年 午六月/日記 (後筆)「松代」 扣/望月 監物	(貼紙) 百 五十六	[] 十八	半
26A/い 00813	松代日記控 望 月監物	寛政十年年 八月/ (後筆)「松代」 日記 扣/望月 監物	(貼紙) 百 五十七		半
26A/い 00814	松代日記控 望 月監物	寛政十年年 九月/ (後筆)「松代」 日記 扣/望月 監物			半
26A/い 00815	日記 松代控 望月監物	寛政十年年 十月/日記 (後筆)「松代」 扣/望月 監物	(貼紙) 百 五十七		半
26A/い 00826	日記 松代控 望月主水	享和元酉年 七月大 (後筆)「〇女中御暇出立三日 〇佐州御上納金六日通行」/日記 (後筆)「松代」 控/望月主水	(貼紙) 百 五十七	百五十七 五冊之 内	半
26A/い 00827	松代日記控 望 月主水	享和元酉年 八月/ (後筆)「松代」 日記 扣/望月 主水	(貼紙) 百 五十八	百五十七 五冊之 内	半
26A/い 00828	松代日記控 望 月主水	享和元酉年 十月大/ (後筆)「松代」 日記 扣/望 月主水	(貼紙) 百 五十九	五冊之内	半
26A/い 00829	松代日記控 望 月主水	享和元酉年 十一月小/ (後筆)「松代」 日記 控/ 望月主水	(貼紙) 百 六十	百五十二 五冊之 内	半
26A/い 00830	松代日記控 望 月主水	享和元酉年 十二月/ (後筆)「松代」 日記 扣/望 月主水	(貼紙) 百 六十	五冊 百五十□	半
26A/い 00831	日記 松代控 望月主水	享和二戌年 二月/日記 松代 控/望月主水	(貼紙) 百 六〇		半
26A/い 00832	松代日記控 望 月主水	享和二戌年 四月/ (後筆)「松代」 日記 (後筆) 「御在府」 控/望月主水	(貼紙) 百 六十四	[] 之内	半
26A/い 00833	松代日記控 望 月主水	享和二戌年 六月/ (後筆)「松代」 日記 控/望月 主水	(貼紙) 百 六十五	百五十四 四冊之 内	半
26A/い 00834	松代日記控 主 水	享和二年 戊七月 (後筆)「〇佐州御金荷十日通〇 女中立婦廿六日」/ (後筆)「松代」 日記 (後筆) 「御在城」 控/主水	(貼紙) 百 六十六	百五十四 四冊之 内	半
26A/い 00847	日記 松代控 望月主水	享和三亥年 十一月大/日記 松代 扣/望月主水	(貼紙) 百 六十七	百〇十五	半
26A/い 00848	松代日記控 望 月主水	享和四子年 二月 二月十九日文化下改元/松代 日 記 扣/望月主水 ※ (貼紙) — 絵図江戸 戻候 節と七人可申候事、為九郎屋敷絵図向諸用帳預置可 申哉、追而江府 戻候節綴入可申哉奉伺候、尤附札 之廻ハ諸用帳江留置申候	(貼紙) 百 六十八	百五十六 四冊之 内	半
26A/い 00849	松代日記控 望 月主水	文化元子年 四月小/松代 日記 扣/望月主水	(貼紙) 百 六十九	四冊之内	半
26A/い 00850	日記控 松代 望月主水	文化元子年 十月小/日記 扣 松代/望月主水	(貼紙) 百 七十一	百五十六 四冊之 内	半
26A/い 00851	日記控 松代 望月主水	文化二丑年 正月小/日記 扣 松代/望月主水	(貼紙) 百 七十二	百五十七 二冊之 内	半

請求番号	目録表題	表紙記載	朱字番号	朱字訂正前	形態
26A/い 00852	日記控 松代 望月圭水	文化二丑年 三月小/日記 控 松代/望月圭水	(貼紙) 百 七十□	(不明)	半
26A/い 01634	(日記) 松代	(表紙なし)	(不明)		美
26A/い 00860	日記控 松代 望月頼母	文化三寅年 八月/日記 控 松代/望月頼母	(貼紙) 百 七十四		半
26A/い 00861	御在所日記控 松代 望月頼母	文化四卯年 二月大/ (後筆)「御在城」日記 控 (後筆)「松代」/望月頼母	(貼紙) 百 七十五	四冊之内	半
26A/い 00862	日記控 松代 望月頼母	文化四卯年 五月大/日記 控 松代/望月頼母	(貼紙) 百 七十六	百五十□ 四冊之内	半
26A/い 00863	日記控 松代 望月頼母	文化四卯年 八月/日記 扣 (後筆)「松代」/望月 頼母	(貼紙) 百 七十七	百五十九 四冊之内	半
26A/い 00864	日記控 松代 望月頼母	文化四卯年 十一月/日記 控 (後筆)「松代」/望 月頼母	(貼紙) 百 七十八	百五十九 四冊之内	半
26A/い 00865	日記控 望月頼 母	文化五辰年 二月大/日記 控/望月頼母	(貼紙) 百 七十九	百六十四冊之内	半
26A/い 00866	日記控 望月頼 母	文化五辰年 四月小/日記 扣/望月頼母	(貼紙) 百 八十	四冊之内	半
26A/い 00867	日記控 望月頼 母	文化五辰年 六月十五日迄/日記 控/望月頼母	(貼紙) 百 八拾老	百六十四冊之内	半
26A/い 00868	日記控 望月頼 母 ※い 867と合綴	文化五辰年 閏六月十五日迄/日記 扣/望月頼母	(同上)		半
26A/い 00869	日記控 望月頼 母	文化五辰年 十月/日記 扣/望月頼母	(貼紙) 百 八十式	四冊之内	半
26A/い 00877	日記控 望月頼 母	文化七午年 七月大/日記 控/望月頼母	(貼紙) 百 八拾三	式冊 []	半
26A/い 00878	日記 松代控 望月頼母	文化七午年 十月/日記 (後筆)「松代」控/望月 頼母	(貼紙) 百 八十四	百六十一 式冊之内	半
26A/い 00879	日記控 望月頼 母	文化八未年 二月/日記 控/望月頼母	(貼紙) 百八 十五松代	百六十□ 五冊之内	半
26A/い 00880	日記 松代控 望月頼母	文化八未年 三月/日記 (後筆)「松代」扣/望月 頼母	(貼紙) 百八 十六松代	百六十□ 五冊之内	半
26A/い 00881	日記 松代控 望月頼母	文化八未年 六月/日記 (後筆)「松代」控/望月 頼母	(貼紙) 百 八十七	百六十二 五冊之内	半
26A/い 00882	松代日記控 望 月頼母	文化八未年 九月大/日記 控/望月頼母	(貼紙) 百 八十八	百六十二 五冊之内	半
26A/い 00883	松代日記控 望 月頼母	文化八未年 十二月大/日記 扣 御在府/望月頼母	(貼紙) 百八 十九松代	百六十□	半
26A/い 00892	松代日記控	文化十癸酉年 五月/日記 控/望月頼母	(貼紙) 百 九十松代	百六十三 四冊之内	半
26A/い 00893	松代日記控	文化十癸酉年 六月小八日迄 ○六月朔日御発駕/ (後筆)「松代」日記 (後筆)「御留守」控/望月 頼母	(貼紙) 百 九十一	百六十三 四冊之内	半
26A/い 00894	松代日記	文化十癸酉年 九月大/日記 御留守/望月頼母	(貼紙) 百九 十式松代	百六十三 四冊之内	半
26A/い 00895	日記控	文化十癸酉年 十一月大/日記 御留守控/望月頼母	(貼紙) 百九 十三松代	百六十三 四冊之内	半
26A/い 00913	御在所日記控	文化十二乙亥年 四月大/ (後筆)「御在所」日記 扣/望月頼母	(貼紙) 百 九十四	百六十四 五冊之内	半
26A/い 00908	御在所日記控	文化十二乙亥年 六月小/ (後筆)「御在所」日記 控/望月頼母	(貼紙) 百 九十五	百六十四 五冊之内	半
26A/い 00909	松代日記控	文化十二乙亥年 大八月 (後筆)「○天真院様御卒 去」/ (後筆)「松代」日記 控/望月準人	(貼紙) 百 九十六	百六十四 五冊之内	半
26A/い 00910	御在所日記控	文化十二乙亥年 九月小/御在所日記 控/望月頼 母	百九十七	百六十四 []	半
26A/い 00911	松代日記控	文化十二乙亥年 小十一月/松代日記 控/望月準 人	(貼紙) 百 九十七	百六十四 五冊之内	半

真田家文書〈家老日記〉の種類と性格(太田)

請求番号	目録表題	表紙記載	朱字番号	朱字訂正前	形態
26A/い 00912	松代日記控	文化十三子年 正月 / (後筆)「松代」日記 控 / 望月華人	百九十八	百六十四下五冊之内	半
26A/い 00914	松代日記控	文化十三子年 大四月 / (後筆)「松代」日記 扣 / 望月頼母	百九十九	五冊之内	半
26A/い 00915	松代日記控	文化十三子年 六月大 / (後筆)「松代」日記 扣 / 望月頼母	二百	百六十四下五冊之内	半
26A/い 00916	松代日記控	文化十三子年 九月小 五日 〆 鞆負 廿一日 ヨリ 頼母 / (後筆)「松代」日記 扣 / 望月頼母	二百一	百六十四下五冊之内	半
26A/い 00917	松代日記控	文化十三子年 十二月大 / (後筆)「松代」日記 松代 扣 / 望月頼母	二百貳	百六十四下五冊之内	半
26A/い 00918	松代日記控	文化十四正年 二月小 / (後筆)「松代」日記 扣 / 望月頼母	貳百三	百六十五 五冊之内	半
26A/い 00919	松代日記控	文化十四年 丁丑四月大 / (後筆)「松代」日記 (後筆)「松代」扣 / 望月頼母	二百四	百六十五 五冊之内	半
26A/い 00920	松代日記控	文化十四丑年 六月大 / (後筆)「松代」日記 扣 / 望月頼母	(貼紙) 二百五	百六十〇 五冊之内	半
26A/い 00921	松代日記控	文化十四丑年 八月大 / (後筆)「松代」日記 控 / (後筆)「恩田鞆負 十六日 〆」望月頼母	(貼紙) 二百六	百六十五 五冊之内	半
26A/い 00922	松代日記控	文化十四丑年 十月小 / (後筆)「松代」日記 控 / 望月頼母	二百七	百六十五 五冊之内	半
26A/い 00923	日記 松代控	文化十五戌寅年 正月大 / (後筆)「御留守」日記 (後筆)「松代」控 / 望月頼母	(貼紙) 二百八	百六十六 貳冊之内 / 二十四	半
26A/い 00924	松代日記控	文化十五戌寅年 四月大 (後筆)「五月四日 年号 文政二改」 / (後筆)「松代」日記 (後筆)「控」 / 望月頼母	(貼紙) 二百九	百六十六 貳冊之内 / 二十四	半
26A/い 00925	松代日記控	文政元寅年 七月大 (後筆)「〇七月十一日 御城着」 / (後筆)「松代」日記 (後筆)「御在府」控 / 望月頼母	(貼紙) 二百十	百六十六 [] 之内 / 二十四	半
26A/い 00926	日記 松代控	文政元寅年 十一月小 / 日記 (後筆)「松代」扣 / 望月頼母	(貼紙) 二百十一	百六十六〇 貳冊之内 / 二十四	半
26A/い 00927	松代日記控	文政二卯年 二月大 / 松代 日記 (貼紙)「御在城」扣 / 望月頼母	(貼紙) 二百十二	(不明) / 二十五	半
26A/い 00928	松代日記控	文政二卯年 閏四月小 / (後筆)「松代」日記 (後筆)「松代」扣 / 望月頼母	(貼紙) 二百十三	百六十八 [] / 貳十五	半
26A/い 00929	松代日記控	文政二卯年 八月大 / (後筆)「松代」日記 扣 / 望月頼母	(貼紙) 二百十四	百六十八 四冊之内 / 二十五	半
26A/い 00930	松代日記控	文政二卯年 十月小 寅 / (後筆)「松代」日記 扣 (後筆)「松代」 / 望月頼母	(不明)		半
26A/い 00931	(松代日記控)	文政三辰年 三月小 / (後筆)「松代」日記 扣 / 望月頼母	二百 []		半
26A/い 00932	(松代日記控)	(表紙なし)			半
26A/い 00933	松代日記控	文政三庚辰年 八月大 / (後筆)「松代」日記 控 / 望月頼母	二百十八	(不明) / 二十六	半
26A/い 00934	松代日記控	文政三庚辰年 九月 / (後筆)「松代」日記 扣 / 望月頼母	二百十九	百六十九 五冊之内 / 二十六	半
26A/い 00935	松代日記	文政三庚辰年 十二月大 三日 寅 二刻 寒入 / 松代 日記 □ / 望月頼母	[]	五冊之内	半
26A/い 00936	松代日記控	文政四辛巳年 三月小 / (後筆)「松代」日記 扣 / 望月頼母	貳百貳十一	百七十 / 二十七	半
26A/い 00937	松代日記控	文政四辛巳年 五月 / (後筆)「松代」日記 扣 / 望月頼母	(貼紙) 貳百貳拾二	(不明)	半
26A/い 00938	日記控	文政四辛巳年 八月小 / 日記 扣 / 望月頼母	(貼紙) 貳百貳拾三	百七十	半
26A/い 00939	松代日記控	文政四辛巳年 十一月小 / 日記 扣 (後筆)「松代」 / 望月頼母	貳百貳十四	百七十	半
26A/い 00940	日記控 松代	文政五壬午年 五月小 / (後筆)「御留守」日記 (後筆)「松代」扣 / 望月頼母	貳百貳十六		半
26A/い 00941	日記控 松代	文政五壬午年 十月 / 日記 扣 (後筆)「松代」 / 望月頼母	貳百貳十八		半
26A/い 00942	日記控 松代	文政六未年 七月 / 日記 扣 (後筆)「松代」 / 望月頼母	貳百三十		半

別表2 真田家文書〈家老日記〉(国許分)の記述・編綴方法と種類(天明4年まで)

請求番号	目録表題	記述・編綴方法	種類
26A/い・01687	(松代日記)	貞享3年：11/2-12/1記名なし(A)	望月月番
26A/い・00690	日記	元禄14年：内表紙 1/1-1/30小山田平大夫(A) 2/1-2/29望月監物(A) 3/1-3/30小山田平大夫(A) 4/1-4/29望月監物(A) 5/1-5/17小山田平大夫(A)	御国日記
26A/い・00693	(日記 松代)	元禄17年：2/1-2/29記名なし(A) 3/7-3/29記名なし(A) 5/1-5/30望月治部左衛門(A) 7/1-7/29記名なし(A) 8/1-8/30記名なし(A)	望月月番
26A/い・00694	日記控 松代	宝永元年：9/1-9/30望月治部左衛門(A) 10/1-10/25記名なし(B) 11/1-11/30記名なし(A)	望月月番
26A/い・00695	日記控 松代	宝永2年：3/1-3/29記名なし(A) 4/1-4/30記名なし(A) 閏4/1・閏4/9・閏4/29記名なし(A) 5/1-5/30記名なし(A) 6/1-6/29記名なし(A) 7/1-7/30記名なし(A) 8/1-8/30記名なし(A) 9/1-9/29記名なし(A) 10/1-10/30記名なし(A) 11/1-11/30記名なし(A) 12/1-12/28記名なし(A)	望月月番 (他の月番)
26A/い・00696	日記控 松代	宝永3年：1/1-1/29記名なし(A) 3/1-3/29記名なし(A) 4/1-4/30記名なし(A) 6/1-6/29望月治部左衛門(A) 7/19治部左衛門(1日のみ) 8/1-8/30記名なし(A) 10/12-10/30記名なし(A) 12/1-12/30記名なし(A)	望月月番
26A/い・00697	日記控 岡	宝永4年：1/1-1/29記名なし(A) 2/1-2/30記名なし(A) 4/1-4/29記名なし(A) 6/1-6/29記名なし(A) 8/1-8/30記名なし(A) 9/13記名なし(1日のみ) 10/1-11/1記名なし(A) 12/1-12/30望月治部左衛門(A)	望月月番
26A/い・00698	日記控 松代	宝永5年：閏1/1-閏1/29記名なし(A) 2/1-2/30記名なし(A) 3/1-3/29記名なし(A) 4/1-4/29記名なし(A) 5/1-5/30記名なし(A) 7/1-7/29記名なし(A) 8/7-8/30記名なし(A) 11/27-11/30望月治部左衛門(A) 12/1-12/29望月治部左衛門(A)	望月月番
26A/い・00699	松代日記書抜	宝永5年：10/16-宝永6：11/30記名なし(B)	書抜
26A/い・00700	日記控 松代	宝永6年：2/1-2/30記名なし(A) 3/1-3/24記名なし(A) 4/4-4/29記名なし(A) 5/1-5/29記名なし(A) 6/4-6/15記名なし(B) 7/3-7/29記名なし(A)	望月月番 他の月番
26A/い・00701	日記 御国	宝永6年：内表紙 7/1-7/29記名なし(A) 8/1-8/29記名なし(A) 9/1-9/30記名なし(A) 10/1-10/29記名なし(A) 11/1-11/30記名なし(A)	御国日記
26A/い・00702	宝永七庚寅年 松代日記	宝永7年：1/4-1/27大熊四郎左衛門(B) 2/1-2/24矢沢将監(B) 3/1-3/30大熊四郎左衛門(B) 4/1-4/29大熊四郎左衛門(B) 5/1-5/29大熊四郎左衛門(B) 6/1-11/15記名なし(B)	書抜
26A/い・00703	日記書抜 松代	正徳3年：1/1-閏5/16記名なし(B)	御国の写
26A/い・00704	日記書抜 御国控	正徳4年：9/4-12/26記名なし(B)	御国の写
26A/い・00705	日記御国控	正徳5年：1/1-1/30望月治部左衛門(A) 2/1-2/29小山田平大夫(AB) 5/1-5/29望月治部左衛門(A)	望月月番 他の月番
26A/い・00706	日記 松代控 ※い705と合綴	正徳5年：8/1-8/30記名なし(A) 11/1-11/30記名なし(A)	望月月番
26A/い・00707	日記書抜 御国	正徳5年：2/2-4/28記名なし(B)	御国の写
26A/い・00708	日記 松代控	正徳6年：1/1-1/11記名なし(A) 2/1-2/30記名なし(A) 3/29-4/30記名なし(A) 5/3-5/21刑部左衛門(B) 6/4-6/5記名なし(B)	望月月番 書抜
26A/い・00709	日記 松代控 ※い708と合綴	享保元年：7/1-7/30記名なし(A) 8/29-9/30記名なし(A)	望月月番
26A/い・00710	日記 松代控	享保2年：1/1-1/30記名なし(A) 2/1-2/26記名なし(B)	望月月番 書抜
26A/い・00711	日記 松代控 ※い710と合綴	享保2年：2/29-3/29記名なし(A) 4/1-5/3記名なし(A)	望月月番
26A/い・00712	日記 松代控 ※い710と合綴	享保2年：5/4-5/14記名なし(A)	望月月番
26A/い・00713	日記 松代控 ※い683・い684「諸用帳」と合綴	享保2年：5/15-12/29記名なし(B)	書抜
26A/い・00714	日記書抜 松代	享保3年：1/1-9/2記名なし(B)	書抜

真田家文書〈家老日記〉の種類と性格(太田)

請求番号	目録表題	記述・編綴方法	種類
26A/い00715	日記書抜 岡控 ※い714と合綴	享保3年:9/4-12/27記名なし(B)	御国の写
26A/い00716	日記 御在所	享保4年:1/1-1/30記名なし(A) 2/1-2/29記名なし(A) 3/1-3/28記名なし(A) 4/1-4/29記名なし(A) 5/1-5/4記名なし(A)	望月月番
26A/い00717	日記書抜 松代 ※い716と合綴	享保4年:5/4-5/28矢沢刑部左衛門(B) 6/2-12/25記名なし(B)	書抜
26A/い00718	日記 松代	享保5年:1/1-1/29矢沢刑部左衛門(B) 2/1-2/9大熊四郎左衛門(B) 3/2-3/27矢沢刑部左衛門(B) 4/2-4/25矢沢刑部左衛門(B) 5/9-5/26大熊四郎左衛門(B) 6/14-6/23大熊四郎左衛門(B) 7/2-7/12大熊四郎左衛門(B)	書抜
26A/い00719(001)	日記 松代 ※い719-1と合綴	享保5年:7/15-7/30記名なし(A) 8/7-8/27記名なし(A)	望月月番
26A/い00719(002)	日記 松代 ※い719-2と合綴	享保5年:9/1-9/29記名なし(A) 10/1-10/30記名なし(A) 11/1-11/29記名なし(A) 12/1[幕府御用番]-12/29記名なし(A)	望月月番
26A/い00720	日記 松代	享保6年:1/1-1/29記名なし(A) 2/1[幕府御用番]-2/30記名なし(A) 3/1-3/29記名なし(A) 4/1-4/30記名なし(A) 5/1記名なし(1日のみ)	御国の写
26A/い00721	日記 松代 ※い720と合綴	享保6年:5/2-5/30記名なし(A) 6/6-7/22記名なし(B) 7/23-閏7/21記名なし(A) 閏7/22-閏7/27矢沢刑部左衛門(B) 8/1-8/29矢沢刑部左衛門(B) 9/1-9/28矢沢刑部左衛門(B) 10/1-10/29矢沢刑部左衛門(B) 11/1-11/29矢沢刑部左衛門(B) 12/1-12/30矢沢刑部左衛門(B)	望月月番 他の月番
26A/い00722	日記 松代	享保7年:1/1-1/29矢沢刑部左衛門(B) 2/1-2/29矢沢刑部左衛門(B) 3/1-3/29矢沢刑部左衛門(B) 4/1-4/30矢沢刑部左衛門(B)	書抜
26A/い00723	日記 松代控	享保7年:5/1-5/29記名なし(A) 6/1-6/30矢沢刑部左衛門(AB) 7/1-7/30記名なし(A) 8/1-8/29矢沢刑部左衛門(AB) 9/1-9/29記名なし(A) 10/1-10/29矢沢刑部左衛門(AB) 11/1-11/30記名なし(A) 12/1-12/29矢沢刑部左衛門(AB)	望月月番 他の月番
26A/い00724	日記 松代控	享保9年:1/1-1/30記名なし(A) 2/1-2/29矢沢刑部左衛門(AB) 3/1-3/29柙津甚平(AB) 4/1-4/30望月治部左衛門(A) 閏4/1-閏4/29矢沢刑部左衛門(AB) 5/1-6/4恩田李(AB) 6/5-6/30記名なし(A) 7/1-7/28柙津甚平(AB) 8/1-8/30恩田李(AB) 9/1-9/29望月治部左衛門(A) 10/1[幕府御用番]-10/30柙津甚平(A) 11/1[幕府御用番]-11/29恩田李(A) 12/1[幕府御用番]-12/30矢沢刑部左衛門(A)	望月月番 他の月番
26A/い00726	日記 御国	享保11年:1/1[幕府御用番]-1/29記名なし(A) 2/1[幕府御用番]-2/29記名なし(A) 3/1[幕府御用番]-3/30記名なし(A) 4/1[幕府御用番]-4/6記名なし(A)	御国の写
26A/い00727	日記 松代控 ※い726と合綴	享保11年:4/6-4/29恩田李(A) 5/1-5/30柙津甚平(A) 6/1-6/29望月治部左衛門(A)	望月月番 他の月番
26A/い00733	日記 松代控	享保13年:5/18-5/29記名なし(A) 6/1[幕府御用番]-6/30記名なし(A) 7/1[幕府御用番]-7/29記名なし(A) 8/1[幕府御用番]-8/29記名なし(A) 9/1[幕府御用番]-9/29矢沢刑部左衛門(A) 10/1[幕府御用番]-10/29記名なし(A) 11/1[幕府御用番]-11/30記名なし(A) 12/1[幕府御用番]-11/29記名なし(A)	御国の写
26A/い00734	日記 松代控	享保14年:8/22-8/30記名なし(A) 閏9/1-閏9/30記名なし(A) 11/1-11/30記名なし(A) 享保15年:1/1-1/30記名なし(A)	望月月番
26A/い00737	日記 御在所控	享保17年:1/1-1/30記名なし(A) 4/1-4/29記名なし(A) 閏5/1-閏5/30記名なし(A)	望月月番
26A/い00738	日記 御在所控 ※い737と合綴	享保17年:6/28-6/29記名なし(A) 7/1[幕府御用番]-7/29記名なし(A) 10/1[幕府御用番]-10/29記名なし(A)	御国の写
26A/い00739	日記 御国	享保17年:6/28-6/29記名なし(A) 7/1[幕府御用番]-7/30記名なし(A) 8/1[幕府御用番]-8/30記名なし(A) 9/1[幕府御用番]-9/30記名なし(A) 10/1[幕府御用番]-10/29記名なし(A) 11/1[幕府御用番]-11/30記名なし(A) 12/1[幕府御用番]-12/29記名なし(A)	御国日記
26A/い00740	松代日記	享保18年:2/1-2/29記名なし(A) 5/25-6/30記名なし(A)	望月月番
26A/い00741	日記 御在所控	享保19年:1/1-1/29記名なし(A)	望月月番

請求番号	目録表題	記述・編綴方法	種類
26A/い00742	日記 松代	享保20年：5/25-5/29栋津甚平 (A) 6/1-6/29栋津三十郎 (A) 7/1-7/30小山田平大夫 (A)	他の月番
26A/い00743	日記 松代 ※い742と合綴	享保20年：8/1-8/29望月治部左衛門 (A) 【半紙判】9/1-9/30栋津甚平 (A) 【半紙判】10/1-10/29栋津甚平 (A) 【半紙判】11/1-11/30小山田平大夫 (A) 12/1-12/30記名なし (A)	望月月番 他の月番
26A/い00744	日記 控	享保21年：4/1-4/29記名なし (A) 5/15-5/21記名なし (A) 6/1-7/1記名なし (A)	望月月番
26A/い00745	日記 松控 ※い744と合綴	元文元年：10/1【幕府御用番】-10/28記名なし (A)	望月月番
26A/い00746	日記 松代写	元文2年：1/1-1/29記名なし (A) 4/1-4/25記名なし (A) 8/1-8/29記名なし (A) 閏11/1-閏11/27記名なし (A)	望月月番
26A/い00747	日記 松代控	元文3年：3/1-3/30記名なし (A) 4/1-4/23記名なし (B)	望月月番
26A/い00748	日記 松代控	元文4年：8/1-9/1記名なし (A) 12/1-12/30記名なし (A) 元文5年：3/1記名なし (1日のみ)	望月月番
26A/い00749	日記 松代控	元文5年：【半紙判】1/1-1/28大熊五郎左衛門 (B) 【半紙判】2/4-2/30小山田平大夫 (B) 3/1-3/29望月治部左衛門 (A) 【半紙判】4/1-4/28大熊五郎左衛門 (B) 【半紙判】5/1-5/17矢沢矢治摩 (B) 5/21-5/30望月治部左衛門 (A) 6/1-6/30望月治部左衛門 (A) 【半紙判】7/1-7/29大熊五郎左衛門 (B)	望月月番 書抜
26A/い00750	日記 ※い749と合綴	元文5年：閏7/1-閏7/28望月治部左衛門 (A) 【半紙判】8/1-8/30記名なし (B) 【半紙判】9/1-9/29大熊五郎左衛門 (B) 10/1-10/6望月治部左衛門 (A) 10/14記名なし (1日のみ) 【半紙判】10/?-10/29記名なし (B) 【半紙判】11/1-11/29記名なし (B) 12/1-12/30望月治部左衛門 (A)	望月月番 書抜
26A/い00751	日記 松代控	寛保元年：4/1【幕府御用番】4/29記名なし (A) 9/1-9/29記名なし (A)	望月月番
26A/い00753	日記 松代控	寛保3年：5/1【幕府御用番】-5/29記名なし (A) 10/1-10/29記名なし (A)	望月月番
26A/い00754	日記 松城	延享元年：3/1-3/29記名なし (A) 9/1-9/8記名なし (A)	望月月番
26A/い00755	日記 松城 ※い754に合綴	延享元年：9/8-9/29記名なし (A)	望月月番
26A/い00756-001	日記 松代控	延享3年：5/1-5/29記名なし (A)	望月月番
26A/い00756-002	日記 松代控 ※い7561と合綴	延享3年：8/1-8/30記名なし (A)	望月月番
26A/い00756-003	日記 松代控 ※い7562と合綴	延享3年：12/1-12/30記名なし (A)	望月月番
26A/い00759	日記 松代控	寛延元年：11/1【幕府御用番】-11/30記名なし (A)	望月月番
26A/い00761	日記控	寛延2年：2/1【幕府御用番】-2/29記名なし (A)	望月月番
26A/い00762	日記 松城	寛延3年：12/1-12/29記名なし (A)	望月月番
26A/い00763-001	日記控 松城	寛延4年：3/1-3/30記名なし (A)	望月月番
26A/い00763-002	日記 松代控 ※い7531と合綴	寛延4年：5/1-5/29記名なし (A) 6/23-6/29帯刀 (B)	望月月番 他の月番
26A/い00763-003	日記 松代控 ※い7532と合綴	寛延4年：閏6/1-閏6/29記名なし (A) 7/1-7/6帯刀 (B)	望月月番 他の月番
26A/い00758	日記	宝暦元年：8/1-8/29記名なし (A)	望月月番
26A/い00760	日記書抜 行 広控	宝暦2年：1/?-宝暦6年：7/2記名なし (B)	書抜
26A/い00764	日記	宝暦3年：4/12-4/28記名なし (A)	望月月番
26A/い00765	日記控	宝暦3年：6/1-6/29記名なし (A) 7/1-7/30記名なし (A) 8/1-9/1記名なし (A)	望月月番
26A/い00766	日記控	宝暦3年：12/1-12/29記名なし (A)	望月月番
26A/い00767	日記控	宝暦4年：2/1-閏2/1記名なし (A)	望月月番
26A/い00768	日記控 (松代)	宝暦6年：6/1-7/1記名なし (A)	望月月番

真田家文書〈家老日記〉の種類と性格(太田)

請求番号	目録表題	記述・編綴方法	種類
26A/い00769	松代日記控 行広	宝暦6年:7/3-8/29記名なし(A) 9/1-10/29記名なし(AB) 11/1-12/29記名なし(A) 宝暦7年:1/1-3/30記名なし(A), 4/1-5/20記名なし(AB)	望月月番 他の月番
26A/い00770	日記 松代 行広控	宝暦7年:5/21-5/29恩田李(AB) 6/1-6/30恩田李(AB) 7/1[松代藩当番]-7/29望月治部左衛門(A) 8/1-8/30恩田李(AB) 9/1-9/10恩田李(AB)	望月月番 他の月番
26A/い00771	日記 松代 行広控	宝暦8年:9/24-9/29栢津大炊(AB) 10/1-10/30恩田李(AB) 中表紙11/1[幕府御用番]-11/29望月治部左衛門(A) 12/1-12/30矢澤帯刀(AB)	望月月番 他の月番
26A/い00772	日記 行広控	宝暦10年:(1)頭部虫損のため不詳 9/6-9/30(望月治部左衛門カ)(A) 10/1-10/29栢津数馬(AB) 11/1-11/30栢津大炊(AB) 10/18[抜日記] 12/1-12/30記名なし(AB) 宝暦11年:1/1-1/30栢津数馬(AB) 2/1-2/29恩田李(AB) 3/1-3/29栢津大炊(AB) 4/1-4/29栢津数馬(AB) 5/1-5/29恩田李(AB) 6/1-6/30栢津数馬(AB) 7/1-7/29恩田李(AB) 日記[外カ] 8/1-8/29栢津数馬[] 9/1-9/29恩田李(AB) 10/1-10/29恩田李(AB) 日記外 11/1-11/30栢津数馬(AB) 12/1-12/30恩田李(AB) 年中月番勤月 宝暦12年:[行広日記] 1/1-1/30栢津数馬(AB) 2/1-2/30数馬(AB) 日記外 3/1-3/?数馬(AB) (以下虫損のため不詳)	望月月番 他の月番
26A/い00773	日記 御在所 行広控	宝暦12年:発足より着迄年知無之御用 中表紙3/26[松代藩当番]-3/29(望月治部左衛門)(A) 4/1[松代藩当番]-4/30(望月治部左衛門)(A) 中表紙閏4/1[松代藩当番]-閏4/29(望月治部左衛門)(A) 5/1[松代藩当番]-5/29(望月治部左衛門)(A) 6/1[松代藩当番]-6/30 日記外 7/1-7/29(望月治部左衛門)(A) 中表紙8/1[松代藩当番]-8/29(望月治部左衛門)(A) 9/1[幕府御用番]-松代藩当番-9/5(望月治部左衛門)(A) 9/6-9/30栢津大炊(AB) 中表紙10/1[松代藩当番]-11/3望月治部左衛門(A) 11/4-11/30記名なし(AB) 中表紙12/1[松代藩当番]-12/30(望月治部左衛門)(A)	望月月番 他の月番
26A/い00774	御在所日記 行広控	宝暦13年:1/1[御家老江戸・月番]-1/29記名なし(AB) 2/1[松代藩当番]-2/29望月治部左衛門(A) 3/1-3/30栢津大炊(AB) 4/1[松代藩当番]-5/1(望月治部左衛門)(A) 5/2-5/29記名なし(AB) 6/1[松代藩当番]-6/28(望月治部左衛門)(A) 7/1[小僧役名]-7/30(望月治部左衛門)(A) 8/1-8/29記名なし(AB) 9/1-9/29栢津大炊(AB) 10/1-10/30鎌原司馬(AB) 11/1[松代藩当番]-11/22望月治部左衛門(A) 11/23-11/29栢津数馬(AB) 12/1-12/29栢津数馬(AB)	望月月番 他の月番
26A/い00775	御在所日記 行広控	宝暦14年:内表紙 1/1[松代藩当番]-1/29小山田主膳(AB) 2/1-2/29鎌原司馬(AB) 中表紙3/1[松代藩当番]-3/30望月治部左衛門(A) 4/1-4/29栢津数馬(AB) 5/1-5/29主膳(AB) 6/1-6/29鎌原司馬(AB) 7/1[松代藩当番]-7/16(望月治部左衛門)(A) 中表紙7/16-7/29望月治部左衛門(A) 8/1-8/30記名なし(AB) 9/1-9/29記名なし(AB) 10/1-10/29栢津数馬(AB) 11/1-11/29司馬(AB) 中表紙12/1[松代藩当番]-12/29望月治部左衛門(A) 閏12/1-閏12/30記名なし(AB)	望月月番 他の月番
26A/い00776	御在所日記 行広控	明和2年:[家老名] 1/1-1/29数馬(AB) 2/1-2/30新六(AB) 3/1-3/30主膳(AB) 4/1[松代藩当番]-4/29(望月治部左衛門)(A) 5/1-5/30大炊(AB) 7/26-7/28(望月治部左衛門)(A) 6/1-6/30数馬(AB) 7/1[松代藩当番]-7/25(望月治部左衛門)(A) 8/1-8/30栢津大炊(AB) 9/1-9/29数馬(AB) 10/1-10/30(望月治部左衛門)(A) 11/1-11/29大炊(AB) 12/1-12/29司馬(AB) 「月番之節改 四月・七月・九月日記」 「日記不消分 戌へ廻ル」	望月月番 他の月番
26A/い00777	御在所日記	明和3年:[家老名] 【半紙判】1/1-1/30数馬(AB) 2/1[松代藩当番]-3/1治部左衛門(A) 3/2-3/30司馬(AB) 【半紙判】4/1-4/29大炊(AB) 5/1-5/30栢津数馬(AB) 6/1-6/29新六(AB) 7/1-7/13司馬(AB) 【半紙判】7/14-7/21司馬(AB) 7/24-7/28司馬(AB) 【半紙判】8/1[松代藩当番]-8/25(望月治部左衛門)(A) 8/26-8/30(望月治部左衛門)(A) 9/1-9/29大炊(AB) 10/1-10/29(不明)(AB) 11/1-11/30新六(AB) 12/1-12/29司馬(AB) 「戌二月改 不済出入・公事」 「戌二月改 終」	望月月番 他の月番
26A/い00778	御在所日記 (後欠) 行広控	明和4年:[家老名] 1/1[松代藩当番]-1/29(望月治部左衛門)(A) 2/1-2/30主膳(AB) 3/1-3/29新六(AB) 4/1[松代藩当番]-4/30(望月治部左衛門)(A) 5/1-5/29主膳(AB) 6/1-6/30新六 7/1-7/6主膳(AB) 7/7-7/29数馬(AB) 8/1[松代藩当番]-8/30(望月治部左衛門)(A) 9/1-9/29主膳(AB) 閏9/1-閏9/29新六(AB) 10/1-10/30数馬(AB) 11/1[松代藩当番]-11/24(望月治部左衛門)(A) 11/25-12/29記名なし(AB)	望月月番 他の月番
26A/い00779	御在所日記	明和5年:[月の大小と家老の御用番] 【家老名】 1/1-1/30記名なし(AB) 2/1-2/29記名なし(AB) 3/1-3/29記名なし(AB) 4/1-4/30記名なし(AB) 5/1[松代藩当番]-5/29(望月治部左衛門)(A) 6/1-6/30記名なし(AB) 7/1-7/29記名なし(AB) 8/1-8/30記名なし(AB) 9/1-9/28記名なし(AB) 10/1[松代藩当番]-10/30(望月治部左衛門)(A) 11/1-11/30記名なし(AB) 12/1-12/29記名なし(AB)	望月月番 他の月番

請求番号	目録表題	記述・編綴方法	種類
26A/イ・00780	御在所日記	明和6年:[松代藩当番][家老名] 1/1-1/29(望月治部左衛門)(A) 2/1-2/9(望月治部左衛門)(A) ※一部落丁か 2/1-2/30記名なし(AB) 3/1[松代藩当番]-3/29(望月治部左衛門)(A) 4/1-4/30記名なし(AB) 中表紙5/1[松代藩当番]-5/30治部左衛門(A) 6/1-7/6記名なし(AB) 中表紙7/7[松代藩当番]-8/3望月治部左衛門(A) 8/4-8/29記名なし(AB) 9/1[松代藩当番]-9/299(望月治部左衛門)(A) 10/1-10/30記名なし(AB) 11/1-11/30記名なし(AB) 12/1-12/30記名なし(AB)	望月月番 他の月番
26A/イ・00781	御在所日記 (後欠)	明和9年:[家老名] 1/1-29記名なし(AB) 2/1-2/30記名なし(AB) 3/1-3/30記名なし(AB) 4/1-4/29記名なし(AB) 5/1-5/30記名なし(AB) ※一部(A)の形式を合綴 6/1[松代藩当番]-6/29(望月治部左衛門)(A) 7/1-7/30記名なし(AB) ※7/29に(A)の形式を合綴 中表紙8/1[松代藩当番]-8/29望月治部左衛門(A) 中表紙9/1[松代藩当番]-9/29(望月治部左衛門)(A) 10/11[松代藩当番]-10/30(望月治部左衛門カ)(A) 11/1-11/29記名なし(AB) ※一部(A)の形式を合綴 12/1-12/28記名なし(AB) (以下虫損のため不詳)	望月月番 他の月番
26A/イ・00782	江戸御在所日記 (後欠)	安永2年:[家老名] 1/1-1/28記名なし(AB) 2/1-2/30記名なし(AB) 3/1-3/30記名なし(AB) 閏3/1-閏3/29記名なし(AB) 4/1-4/30記名なし(AB) 中表紙4/7-5/1-5/30記名なし(AB) ※一部(A)の形式を合綴 6/1-6/29記名なし(Aカ) 7/1-7/30記名なし(AB) 8/1-8/29記名なし(AB) 9/1-9/29記名なし(AB) 10/1[松代藩当番]-10/30(望月治部左衛門)(A) 11/1-11/29記名なし(AB) 12/1-12/27記名なし(AB) (以下虫損のため不詳)	望月月番 他の月番
26A/イ・00783	(日記)	安永5年:[家老名] 1/1[松代藩当番]-1/30望月治部左衛門(A) 2/1-2/28記名なし(AB) 2/5-2/28(懸り之方)(AC) 3/1-3/29記名なし(B) 3/4-3/29(懸り之方)(AC) 4/1-4/29記名なし(AB) 4/29松代藩当番]-5/30望月治部左衛門(A) 6/1-6/28記名なし(AB) 6/2-6/26(懸り之方)(AC) 7/1-7/28記名なし(AB) 7/2-7/30(懸り之方)(AC) 8/1-8/29記名なし(AB) 8/2-8/21(懸り之方)(AC) 9/1-9/29記名なし(AB) 9/1-9/30(懸り之方)(AC) 10/1[松代藩当番]-11/1(望月治部左衛門)(A) 11/1-11/29記名なし(AB) 11/6-11/24(懸り之方)(AC) 12/1-12/29記名なし(AB) 12/1-12/25(懸り之方)(AC) 「申年月番」	望月月番 他の月番
26A/イ・00784	御在所日記	安永7年:中表紙[月の大小と家老の御用番][家老名]「拙日記月番之外認方」1/1[松代藩当番]-1/30望月治部左衛門(A) 2/1-2/29記名なし(AB) 2/1-2/29(懸り之方)(AC) 3/1-3/29記名なし(AB) 3/7-3/26(懸り之方)(AC) 4/1[松代藩当番]-4/29(望月治部左衛門)(A) 5/1-5/30記名なし(AB) 5/1-5/25(懸り之方)(AC) 6/1[松代藩当番]-6/29(望月治部左衛門)(A) 7/1-7/29記名なし(AB) 7/5-7/25(懸り之方)(AC) 閏7/1[松代藩当番]-閏7/30(望月治部左衛門)(A) 8/1-9/10(懸り之方)(AC) 8/1-8/23記名なし(AB) 9/1-9/28記名なし(AB) 9/21-9/25(懸り之方)(AC) 10/1[松代藩当番]-10/30(望月治部左衛門)(A) 11/3-11/29記名なし(AB) 11/1-11/10(懸り之方)(AC) 12/1-12/29記名なし(AB) 12/3-12/20(懸り之方)(AC) 「戌年月中番」	望月月番 他の月番
26A/イ・00785	(御在所日記)	安永8年:(前欠) 6/1-6/29記名なし(A) 7/1-7/29望月治部左衛門(A) 中表紙「置附日記」 8/1-8/30恩田内蔵丞(A) 9/1-9/29鎌原司馬(A)	望月月番 他の月番 (一部置附の写)
26A/イ・00786	(御在所日記)	安永9年:10/6-10/29恩田新六(A) 11/1-11/30望月治部左衛門(A) 12/1-12/29鎌原司馬(A)	置附の写
26A/イ・00787	御在所日記	天明2年:1/4-1/29記名なし(AB) 1/5-1/30(懸り之方)(AC) 2/1[松代藩当番]-2/30(望月治部左衛門)(A) 3/1-3/29記名なし(AB) 3/2-3/28(懸り之方)(AC) 4/1-4/29記名なし(AB) 4/?-4/8(懸り之方)(AC) 5/1-5/25記名なし(AB) 5/?-5/15(懸り之方)(AC) 6/1[松代藩当番]-6/30(望月治部左衛門)(A) 7/1-7/27記名なし(AB) 7/2-7/28(懸り之方)(AC) 8/1-8/30記名なし(AB) 8/?-8/28(懸り之方)(AC) 9/1-9/26記名なし(AB) 9/?-9/?(懸り之方)(AC) 中表紙10/1-10/30望月治部左衛門(A) 11/1-11/17(懸り之方)(AC) 11/1-11/27記名なし(AB) 12/1-12/28(懸り之方)(AC) 12/1-12/29記名なし(AB) 「月番」	望月月番 他の月番

真田家文書（家老日記）の種類と性格（太田）

請求番号	目録表題	記述・編綴方法	種類
26A/い00788	御在所日記	天明3年：[家老名] 1/1-1/28記名なし(B) 2/1-2/30記名なし(AB) 中表紙3/1[松代藩当番]-3/29望月治部左衛門(A) 4/1-4/28(懸り之方)(AC) 4/2-4/28記名なし(AB) 5/1-5/24(懸り之方)(AC) 5/1-5/28記名なし(AB) 6/1-6/28記名なし(B) 6/3-6/27(懸り之方)(AC) 7/1[松代藩当番]-8/1(望月治部左衛門)(A) 8/2-8/29記名なし(AB) 8/6-8/22(懸り之方)(AC) 9/1-9/29記名なし(AB) 9/2-9/24(懸り之方)(AC) 10/1-10/26記名なし(B) 10/1-10/4(懸り之方)(AC) 11/1[松代藩当番]-11/30(望月治部左衛門)(A) 12/2-12/29記名なし(B) 12/5-12/29(懸り之方)(AC) 「卯年月番」	望月月番 他の月番
26A/い00789	御在所日記	天明4年：[扨日記の編成状況] [家老名] 1/1-1/30(鎌原司馬)(AB) 1/12-1/30(懸り之方)(B) 閏1/1-閏1/29(恩田新六)(AB) 閏1/8-閏1/28(懸り之方)(AC) 2/1[松代藩当番]-2/30望月治部左衛門(A) 2/20-2/?(懸り之方)(AC) 3/1-3/29(懸り之方)(AC) 4/1-4/29(恩田新六)(AB) 4/?-4/19(懸り之方)(AC) 5/1[松代藩当番]-5/29(A) 6/1-6/26(懸り之方)(AC) 7/1-8/1(懸り之方)(AC) 中表紙8/5-8/21望月治部左衛門(A) 中表紙9/1-9/30望月治部左衛門(A) 10/1-10/29(鎌原司馬)(AB) 10/?-11/21(懸り之方)(AC) 11/1-11/26(小山田主膳)(AB) 11/28-11/30(懸り之方)(A) 12/1-12/9(恩田内蔵丞)(AB) 12/10(懸り之方)(A) (1日のみ) 12/11-12/23(恩田内蔵丞)(AB) 12/10(懸り之方)(A) (1日のみ) 12/24-12/29(恩田内蔵丞)(AB) 12/29-12/30(懸り之方)(A) 「辰年年番」	望月月番 他の月番

1. [] 内は、日記の記述の前に記されている事柄。[幕府御用番] = 幕府御用番の奉行名、[松代藩当番] = 松代藩の御用番の奉行名、[家老名] = 松代藩の家老名および当番月など。
2. 記名は、各月御用番の最初の部分にある家老名で、記述がない場合は「記名なし」とした。
3. () は記述形式を示す。(A) = 通常の日記形式(月日は4～5字落とし、全体に文字が大きめで、1ヶ月を通して記載)、(B) = 書抜形式(月日が右側に記され、文字は小さく、抜粋して記載)、(AB) = 中間形式(書抜形式と同様に文字は小さく、抜粋されているが、1ヶ月を通して記載)、(AC) = 懸り之方形式(書式は(A)と同じだが、1ヶ月のうち数日を抜粋して記載)。
4. 種類は、記述内容から見た筆者による日記の種類と推定。